

鹿児島市交通事業経営計画 (令和8年度見直し)

【素案】

R8.9.18 時点

現行計画からの修正箇所明示版

(修正：赤下線部分 ※文言修正等軽微なものを除く)

令和8年9月

鹿児島市交通局

【鹿児島市交通事業経営計画（令和8年度見直し） 目次】

I	計画の位置付け	1
II	計画の見直し（令和 <u>8</u> 年度見直し）	
1	見直しの趣旨	1
2	見直しの基本方針	1
3	見直し後の計画期間	2
III	経営理念	2
IV	経営方針	2
V	局を取り巻く事業環境とこれまでの取組	
1	事業概要【平成30年度末時点の状況】	3
2	局を取り巻く事業環境【当初計画策定時点（令和元年度）の状況】	5
3	局のこれまでの経営改善の取組	10
4	経営改善の取組に関する最近の状況	12
5	局の経営状況の推移	13
6	令和 <u>7</u> 年度決算の概要	17
7	コロナ禍からの回復状況分析（令和元年度～6年度実績）	20
VI	自動車運送事業の抜本的見直し	
1	自動車運送事業の抜本的見直しに関する経過等	23
2	路線移譲に関する基本協定の概要	25
3	路線移譲後の事業形態等	25
4	令和2年度路線移譲の効果	26
5	路線バスの維持存続に向けた取組	27
VII	経営の基本構想	
1	局の将来像及び計画期間の重点目標	29
2	基本目標及び目標指標	30
VIII	施策一覧（取組の体系表）	33
IX	計画期間における具体的な取組	
1	安全運行の推進	36
2	快適で便利なサービスの提供	39
3	経営基盤の強化	41
4	公営交通事業者としての役割を踏まえた事業推進	44
X	財政見通し	
1	<u>市バスの運賃改定を行わない場合の財政見通し</u>	47
2	<u>市バスの運賃改定（令和9年8月実施を想定）を反映した財政見通し</u>	47
3	経営改善に向けた対策	48
XI	計画の進行管理等	49
	用語解説	50

I 計画の位置付け

本計画は、第二次鹿児島市交通事業経営健全化計画（平成29～令和元年度）の後継計画として、鹿児島市交通事業が、自動車運送事業の抜本的見直しを着実に進め、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画として令和2年3月に策定したものです。

また、第五次鹿児島市総合計画（平成24年度～令和3年度）及び第六次鹿児島市総合計画（令和4年度～13年度）の個別計画として位置付けるとともに、かごしま都市マスタープランや鹿児島市公共交通ビジョン等、他の個別計画との連携も図ります。さらに、公営企業が事業継続していくにあたり、国が公営企業に策定を要請している「経営戦略」としても位置付けます。

II 計画の見直し（令和8年度見直し）

1 見直しの趣旨

鹿児島市交通事業経営計画については、経営環境の変化に対応し、また、安全で安定的な運行に向けて必要な人員の確保や施設・設備の整備への投資等に速やかに取り組むため、令和7年度に見直しを行ったところです。

しかしながら、その後の燃料費をはじめとする物価の高騰や人件費の増に伴い増大する運行経費への対応に加え、バスの管理の委託終了等により、路線・ダイヤを維持するためのバス運転士の確保が必要であることから、8年度中に再度計画を見直し、9年度にバス運賃を改定するなど、引き続き各面からの増収対策及び経費削減に取り組むことで、経営の安定化を図るとともに、市電・市バスの安全で安定的な運行を維持し、サービスを持続的に提供しようとするものです。

2 見直しの基本方針

- (1) 交通事業全体での持続可能な経営基盤の確立を図り、物価高騰や人件費の増、新たな投資等に対応するための資金対策並びに収支均衡を図るための経費削減策及び増収対策に取り組めます。
- (2) 軌道事業及び自動車運送事業の全般について、安全運行を第一に、乗務員の負担軽減や老朽施設・設備の整備等に取り組めます。
- (3) 路線バスの維持存続に向けて、人員体制の整備や適正な路線・ダイヤの見直し等の必要な対策に取り組めます。
- (4) 第六次鹿児島市総合計画との整合を図ります。

3 見直し後の計画期間

【計画期間】

令和2（2020）年度～令和13（2031）年度 ＜12年間＞

第六次鹿児島市総合計画（令和4年度～13年度）との整合を図るほか、交通事業全体として持続可能な経営基盤の確立を目指すため、令和13年度までとします。

Ⅲ 経営理念

私たち鹿児島市交通局は、安全を最優先とし、より快適で質の高いサービスを提供していくことをめざし、経済性を発揮しつつ、本市のまちづくりと市民の生活を支える公営交通事業者としての社会的使命を果たしていきます。

Ⅳ 経営方針

＜安全運行の推進＞

誰もが安心して市電・市バスを利用できるよう、安全を最優先とし、全職員が一丸となって、事故のない公共交通を目指します。

＜快適で便利なサービスの提供＞

お客様が求める質の高いサービスを提供し、快適・便利で利用しやすい公共交通を目指します。

＜経営基盤の強化＞

事業環境の変化にも迅速かつ的確に対応しながら、運行の効率化を進めるなど、経営基盤の強化を図り、中長期的に安定した事業運営を目指します。

＜公営交通事業者としての役割を踏まえた事業推進＞

本市が抱える様々な課題に果敢に挑戦し、本市のまちづくりと発展に貢献する公共交通を目指します。

Ⅴ 局を取り巻く事業環境とこれまでの取組

1 事業概要 【平成30年度末時点の状況】

(1) 軌道事業

① 沿 革

鹿児島市の路面電車は、大正元年12月、鹿児島電気軌道株式会社によって誕生し、これを市が買収して、昭和3年7月1日に軌道事業を開始しました。

戦後の復興整備や昭和60年の上町線・伊敷線廃止等を経て、現在は、鹿児島駅前から騎射場を経由し谷山までの市内中心部を南北に結ぶ1系統と、鹿児島駅前から鹿児島中央駅前を経由し郡元までを結ぶ2系統の2つの路線を、それぞれ6～10分間隔で運行しており、市街地の要所を均一料金で結ぶ便利な移動手段として、市民の日常生活や観光をはじめ経済活動を支えています。

また、昭和30年代から運行を続けるレトロで情緒あふれる500形、600形の車両やバリアフリーに対応した超低床車両のユートラムⅠ・Ⅱ・Ⅲなど、街並みを駆け抜ける個性豊かな数々の車両、更には道路の両側から吊っていた架線を中央柱にまとめた市電センターポール事業や軌道敷に芝生を植える軌道敷緑化事業等により整備された軌道は、鹿児島市の魅力ある都市景観を形成し、市電そのものが、市民にとって愛着と誇りのある存在となっています。

② 営業路線及び停留場数

区間	キロ程			停留場数
	単線	複線	亘長	
全線	—	13.1km	13.1km	35か所

※専用軌道（谷山～涙橋）4.0 km、併用軌道 9.1 km

③ 路線系統

系統	起点	経由地	終点	系統キロ
1	鹿児島駅前	騎射場	谷山	9.4km
2	鹿児島駅前	鹿児島中央駅前	郡元	5.6km

④ 在籍車両数等

車両数	平均乗車定員
56 両	68.7 人

⑤ 走行キロ及び乗車人員

		平成 29 年度	平成 30 年度
走行キロ	(km)	1,688,366	1,703,784
乗車 人員	定 期 (人)	2,489,289	2,739,659
	定期外 (人)	8,359,499	8,334,097
	※下段は友愛バス込	9,074,405	9,073,137
	計 (人)	10,848,788	11,073,756
	※下段は友愛バス込	11,563,694	11,812,796

(2) 自動車運送事業

① 沿 革

市バスの営業は、昭和4年12月31日から開始され、昭和40年代には、市内の団地造成に対応し、城山、紫原、伊敷等の市内各団地と中心市街地とを結ぶ路線の運行を開始しました。昭和60年の路線統廃合、平成8年の県庁移転に伴う路線の延長等、平成16年の旧桜島町営バスの引継ぎ、市電との連携を図る支線バス路線の新設等を経て、現在は39路線を運行しています。また、一般路線以外に、観光地周遊バス「カゴシマシティビュー」「サクラジマアイランドビュー」や小原・小野地区のコミュニティバス「あいばす」の委託運行のほか、独自で定期観光バスの運行や貸切事業も行っています。

この他、福祉政策、環境政策の面からは、平成13年度以降、低床バスや低公害車両の導入を積極的に進めてきました。

しかし、自家用車の普及や交通環境の変化等により、利用者数は、昭和50年度の約3,600万人をピークに減少が続き、現在はその約3分の1以下となっています。

さらに、平成14年に乗合バス事業の運賃と参入退出に関する規制緩和が施行されると、20年度以降、市バス路線への民間事業者の参入や運賃値下げが行われるなど、大変厳しい状況が続いています。

② 営業路線及び停留所数

種別	区間	キロ程		停留所数
乗合	全線	営業キロ	232.436km	472箇所
		免許キロ	232.436km	
定期観光	鹿児島中央駅～ 鹿児島中央駅	かごしま歴史探訪	26.0 km	—
		桜島自然遊覧	61.0 km	—

③ 路線系統

区分	系統数等
一般路線（下記を除く）	全39路線（110系統）
カゴシマシティビュー	全2路線（2系統）
サクラジマアイランドビュー	全1路線（2系統）
あいばす	全2路線（8系統）

④ 在籍車両数等

車両数	備考
211両	一般路線203両、観光・貸切8両

⑤ 走行キロ及び乗車人員

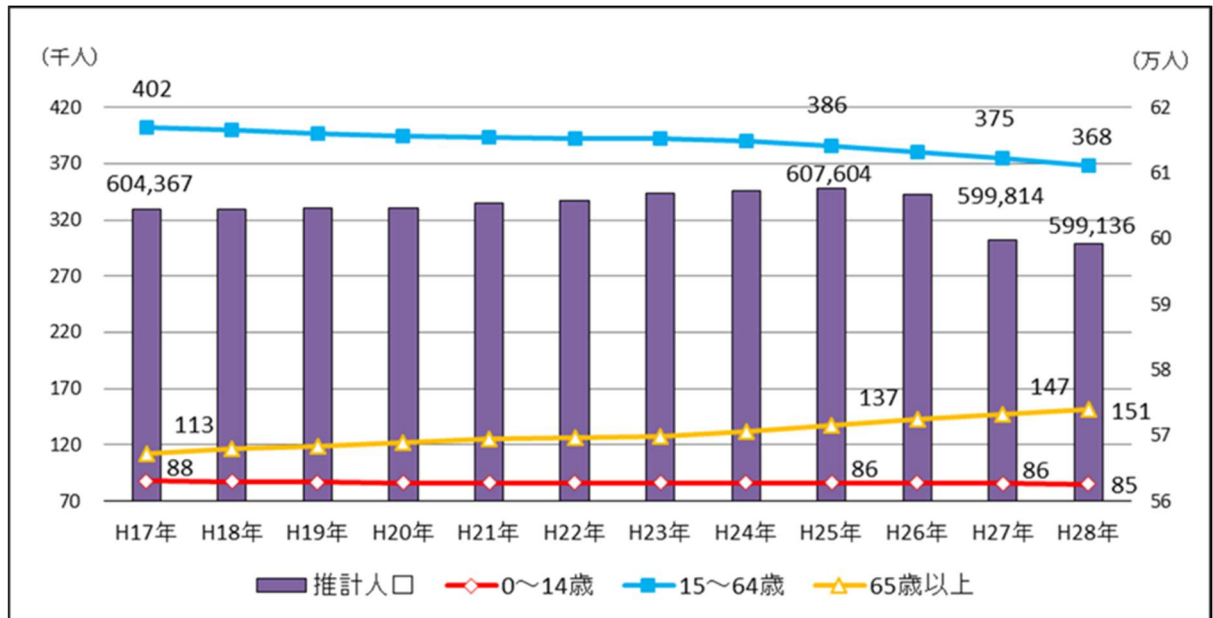
		平成29年度		平成30年度	
		乗合	定観・貸切	乗合	定観・貸切
走行キロ (km)		6,323,328	107,147	6,222,622	105,814
乗車人員	定期 (人)	2,254,239	0	2,282,485	0
	定期外 (人)	8,157,140	63,285	8,113,841	70,845
	※下段は友愛バス込	9,185,820		9,152,078	
	計 (人)	10,411,379	63,285	10,396,326	70,845
※下段は友愛バス込		11,440,059		11,434,563	

2 局を取り巻く事業環境 【当初計画策定時点（令和元年度）の状況】

(1) 本市の人口推移等

① 本市の人口推移

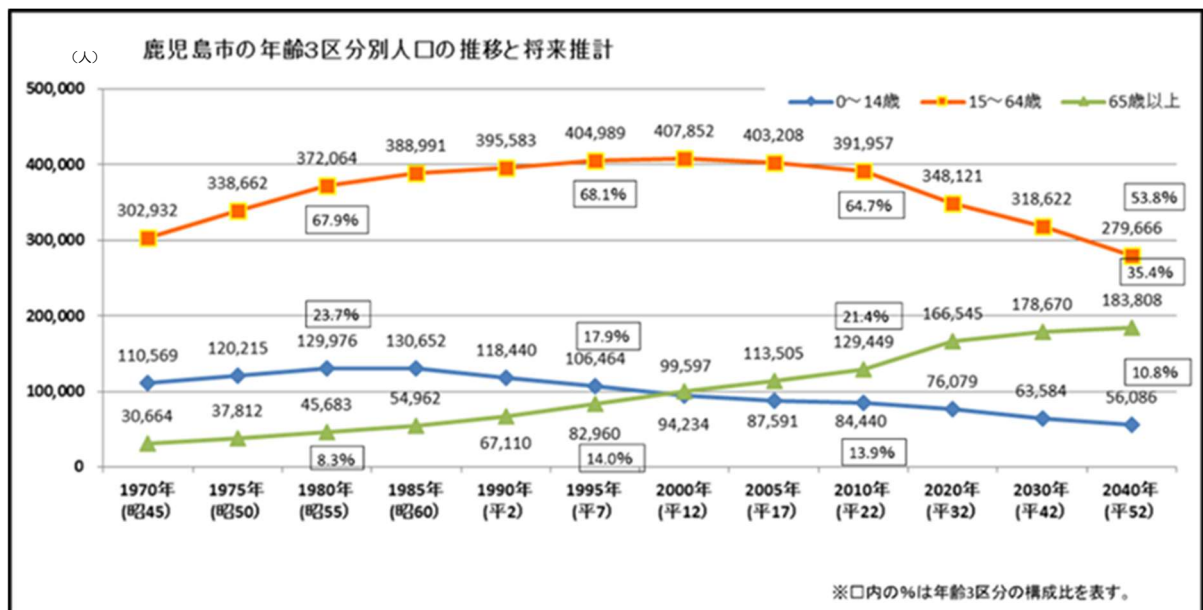
本市の人口は、これまで増加傾向で推移してきましたが、平成 25 年の 607,604 人をピークに、3 年連続で減少しており、人口減少局面へ移行した可能性が高くなっています。



※推計人口の基準日は、各年 10 月 1 日現在（ただし、国勢調査年次は、国勢調査結果人口）。年齢区分別人口は住民基本台帳人口（基準日：平成 27、28 年は 10 月 1 日、それ以外は各年 9 月末日）を基に作成。（資料：総務省統計局、市市民課、市総務部総務課）

② 本市の年齢3区分別人口の推移と将来推計

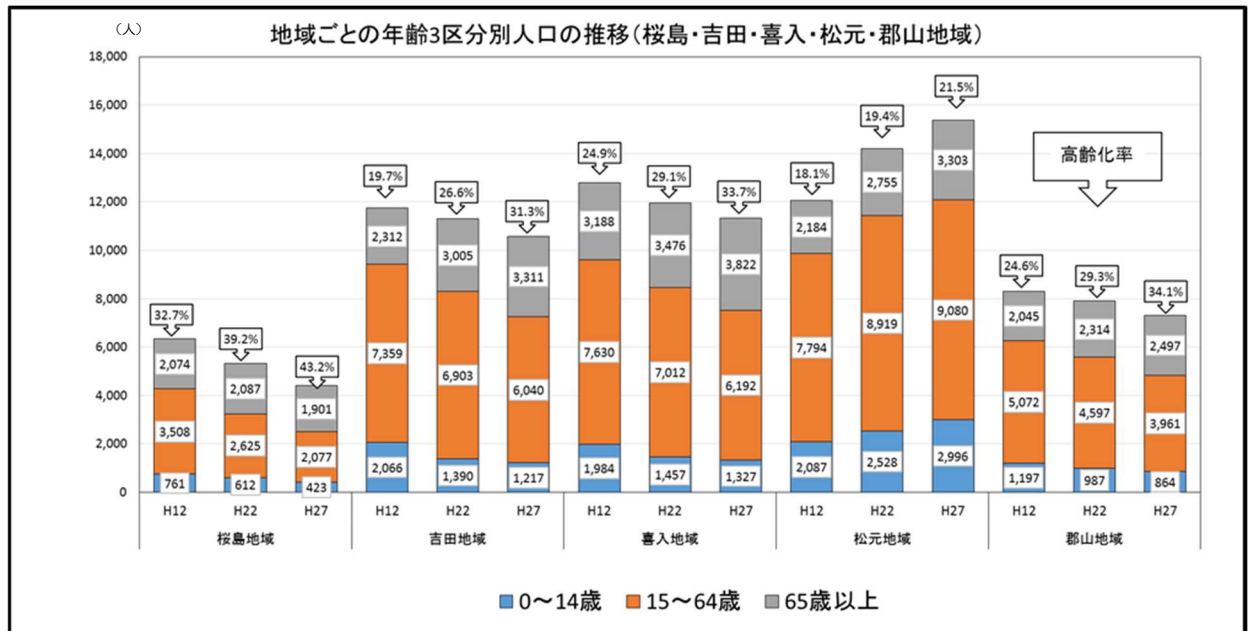
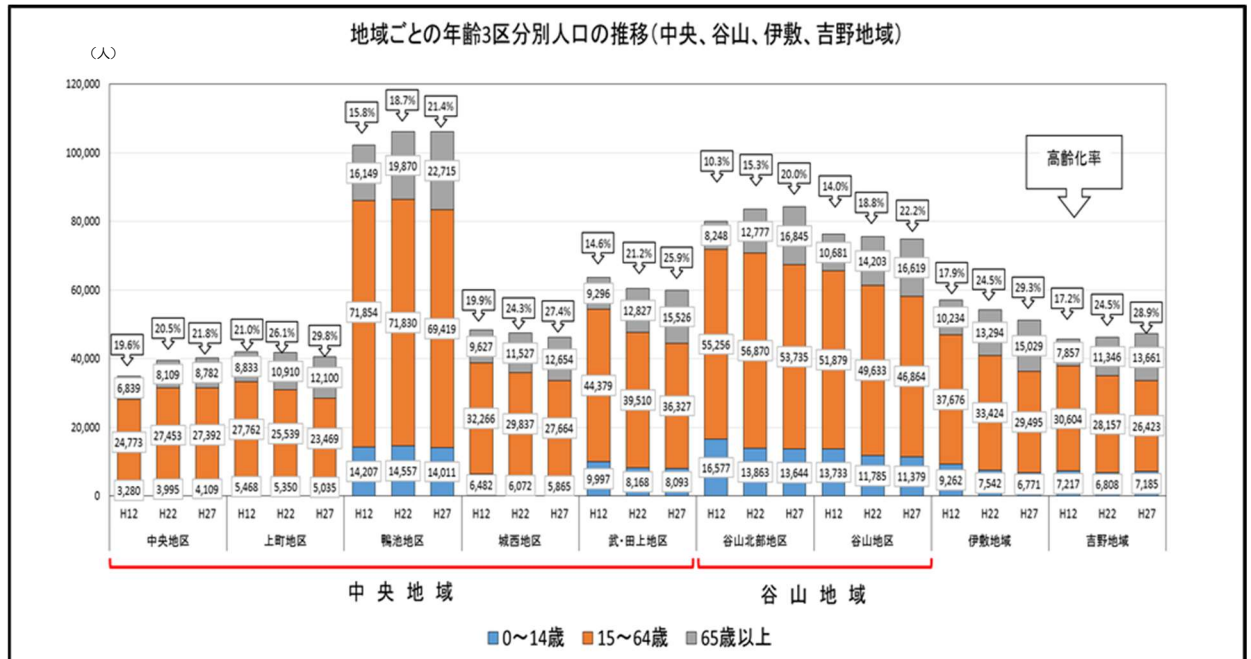
本市の年齢3区分別人口の推移を見ると、生産年齢人口（15～64 歳）は、平成 12 年の 407,852 人をピークに減少傾向が続いており、この年から、老年人口（65 歳以上）が年少人口（0～14 歳）を上回っています。国立社会保障・人口問題研究所によると、今後も老年人口は増加を続けると推計されています。



出典：鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン

③ 地域ごとの年齢3区分別人口の推移

本市の地域を9地域に分け、さらに中央地域を5地区、谷山地域を2地区に分けて、地区・地域ごとの年齢3区分別人口の推移を見ると、平成12年度と比較し、中央地区及び松元地域では0～14歳、15～64歳の増加がみられる一方で、他の地区・地域では減少しています。また、全ての地区・地域において、65歳以上の割合が増加しています。



※各年の国勢調査結果参照

④ 団地別人口等の推移

市バスが運行している主な団地の人口等の推移を見ると、全ての団地で人口が減少し、かつ、平成 27 年には、その半数以上で高齢化率 30%を超えるなど、市全体（約 24%）よりも高い水準で高齢化が進行しています。中でも、大明ヶ丘団地や伊敷団地では、平成 17 年から 27 年の間に人口が 15%以上減少し、高齢化率が約 4 割を超すなど、造成時期の早い団地において、この傾向がより強く表れています。

団地名	人口			高齢化率			世帯数		
	H17年 (人)	H27年 (人)	増減 (%)	H17年	H27年	増減 (ポイント)	H17年 (世帯)	H27年 (世帯)	増減 (%)
紫原団地	23,964	23,641	▲1.3	16.9%	21.3%	4.4	10,268	10,911	6.3
桜ヶ丘団地	13,280	12,211	▲8.0	11.5%	22.5%	10.9	5,160	5,255	1.8
武岡ハイランド	12,547	11,982	▲4.5	17.9%	30.4%	12.5	5,160	5,392	4.5
伊敷ニュータウン	8,765	8,227	▲6.1	6.0%	13.7%	7.7	2,817	3,108	10.3
原良団地	9,222	7,884	▲14.5	20.1%	32.5%	12.4	3,664	3,488	▲4.8
伊敷団地	8,996	7,627	▲15.2	28.5%	40.3%	11.8	3,931	3,722	▲5.3
玉里団地	8,453	7,595	▲10.2	22.2%	35.0%	12.8	3,538	3,497	▲1.2
鶴留・丸岡団地	4,409	4,000	▲9.3	19.7%	28.4%	8.7	1,891	1,881	▲0.5
城山団地	3,637	3,440	▲5.4	30.4%	32.0%	1.6	1,661	1,679	1.1
慈眼寺団地	3,220	3,139	▲2.5	20.0%	27.9%	7.9	1,295	1,387	7.1
大明ヶ丘団地	3,638	2,847	▲21.7	29.2%	41.2%	12.0	1,639	1,409	▲14.0
緑ヶ丘団地	2,846	2,433	▲14.5	19.1%	35.0%	15.8	1,157	1,151	▲0.5
坂元団地	2,263	2,024	▲10.6	27.9%	36.9%	9.0	988	994	0.6

※市「年齢(5歳階級)別・町丁別住民基本台帳人口」の数値(基準日:平成17年9月末日、27年10月1日現在。資料:市市民課)を基に、概ね各団地を構成している町・丁を境界として人口を抽出したもののうち、市バスが運行している人口2,000人以上の団地について示している。

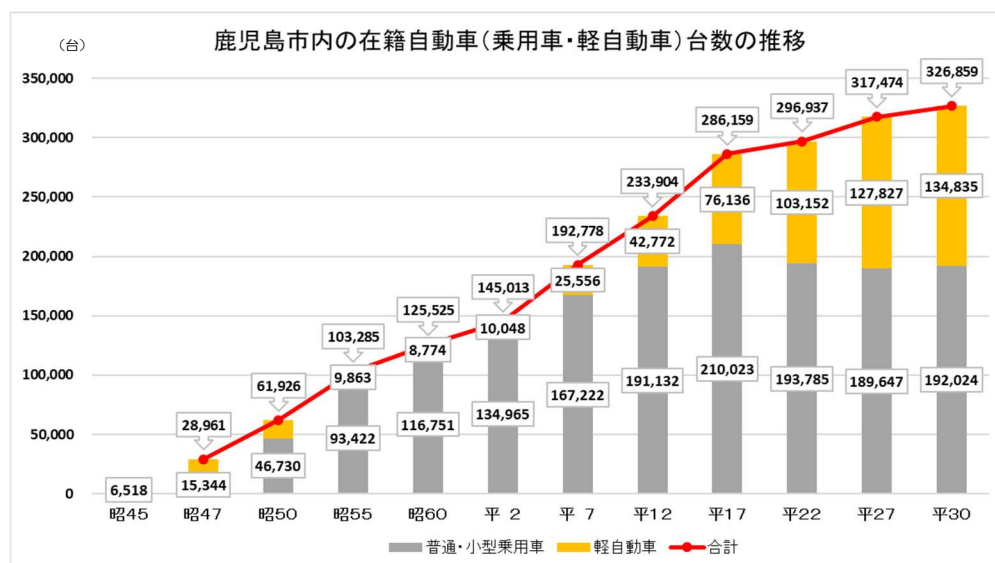
※高齢化率は、団地ごとの人口全体に占める 65 歳以上の老年人口の割合を表したものの。

※武岡ハイランドには武岡団地及び武岡ビュアタウンを、伊敷ニュータウンには西玉里団地を含む

(2) 交通手段の多様化

市内の乗用車数等の推移を見ると、統計数値が確認できる昭和 47 年以降、年々増加を続け、平成 30 年には約 33 万台（1 世帯当たり約 1.19 台）と約 11 倍に増えており、移動手段が市電・市バスの公共交通機関から急速に乗用車へ転換していることが窺えます。

また、乗用車の増加により道路交通が混雑し、表定速度の低下や定時制の喪失から運行効率が悪化したことにより、さらに利用者の減少につながったとも考えられます。

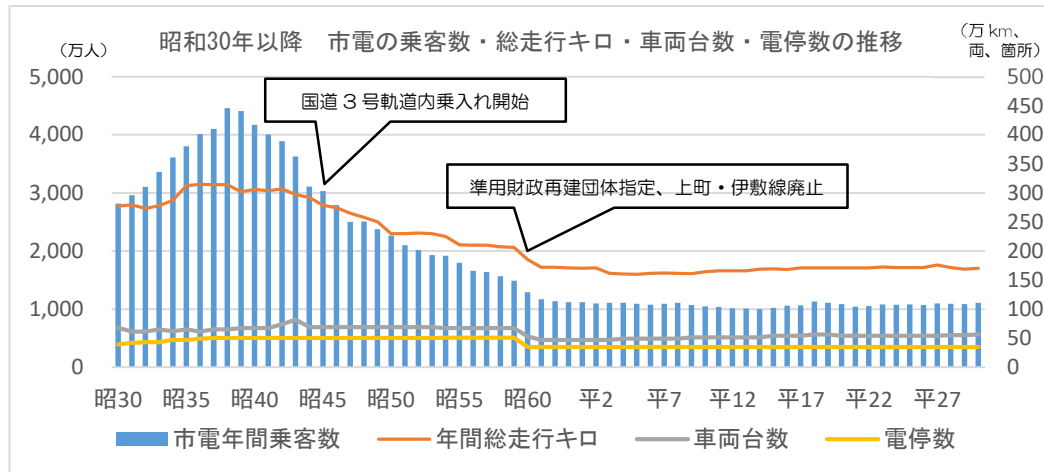


※各年 3 月末日現在。九州運輸局資料参照。昭和 45 年の在籍自動車台数のうち、軽自動車数は統計がないため除く

(3) 昭和30年度以降の市電・市バス乗客数等の推移

① 市電の年間乗客数等の推移

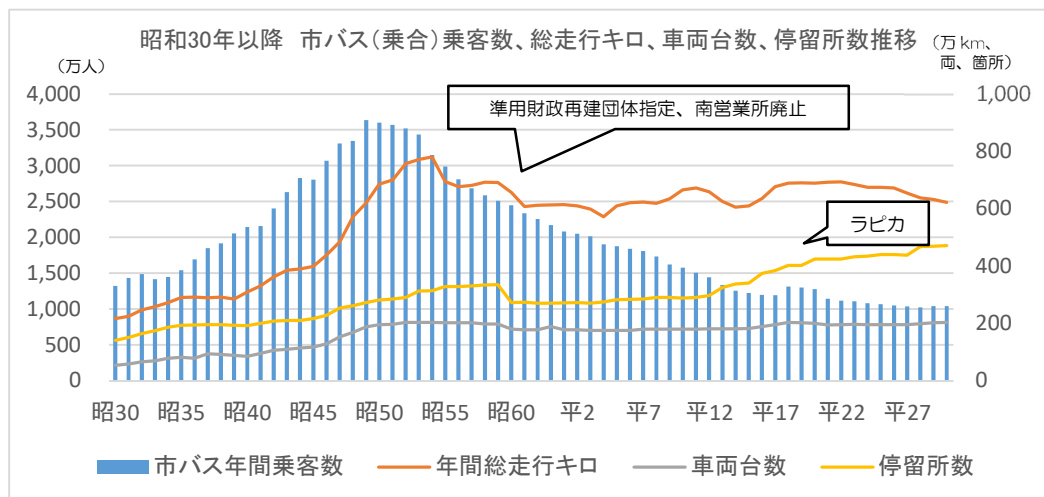
市電の年間乗客数は、昭和38年度の約4,458万人をピークに、自動車の普及、交通渋滞、郊外の大型団地造成、市バスの営業規模拡大などにより、利用者の減少が顕著となっていきました。特に、昭和45年に交通渋滞対策として開始された国道3号（伊敷線）軌道敷内普通自動車運行は、市電の定時性喪失と運行効率低下を招きました。準用財政再建団体の指定に伴い、上町・伊敷線を廃止した昭和60年には、ピーク時の約4分の1まで減少しましたが、以降30年間以上、概ね1,100万人と一定の乗客数を保つとともに、近年では中心市街地のマンション建設等により、微増傾向にあります。



② 市バスの年間乗客数等の推移

市バスでは、団地造成に伴う路線拡大等により、昭和49年度には年間乗客数約3,600万人とピークを迎えました。しかし、その後、乗用車の急速な普及、少子高齢化で生産年齢人口の減少に伴う通勤・通学などの定期的な乗客数の減少などにより、平成17年度には約1,193万人と、ピーク時の約3分の1まで減少しました。平成17年度のIC乗車カード「ラピカ」導入後、乗車人員は一時的に増加したものの、平成20年度に民間事業者が市バス路線に参入した結果、21年度には約130万人減少し、その後も減少傾向は続いています。

事業規模については、昭和60年度の準用財政再建団体の指定により、南営業所を廃止し35路線を26路線に統廃合したものの、その後、県庁移転、桜島町との合併、団地巡回等の支線新設、南国交通との共同運行の開始等により、路線新設等を行い、停留所数を大幅に増やす一方で、総走行キロ及び車両台数はあまり変化していません。

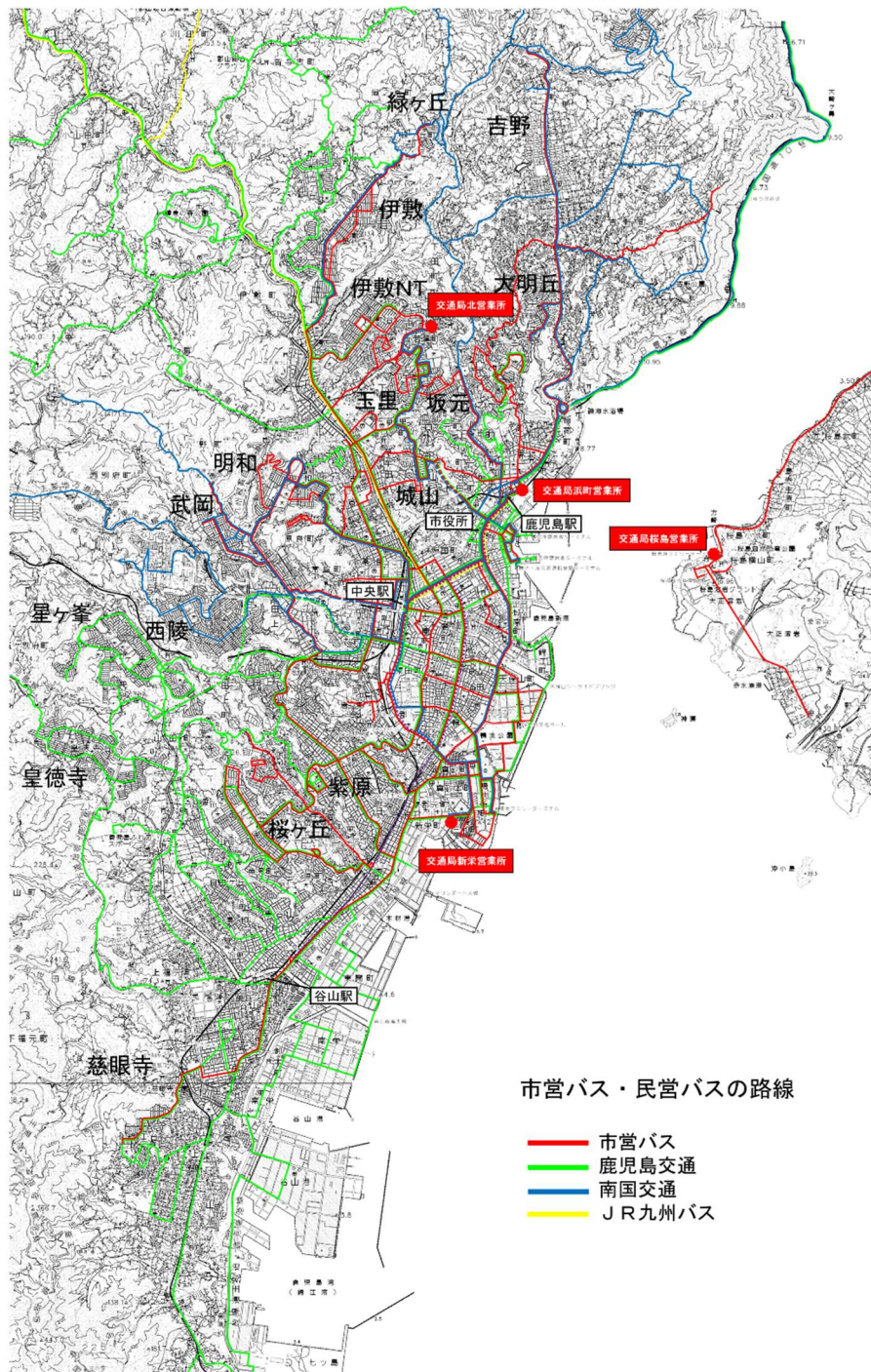


(4) 民間事業者との競合路線及び料金体系の実態

平成14年2月の規制緩和関係法施行により、バス路線等への新規参入について、一定の制限を行うことを前提とした需給調整規制が廃止され、運賃制度についても多様な運賃を設定することが可能となりました。

この規制緩和を受け、民間事業者が平成20年に紫原・桜ヶ丘方面、平成21年に城山・玉里団地、明和・永吉方面に乗り入れを始めたため、平成31年4月1日時点で、全路線の44.84%が民間バスと競合している状況にあります。

また、路線の競合に加え、伊敷ニュータウン方面で民間バスの運賃が市バスよりも10～30円安く設定されているほか、市内中心部間の利用の場合、民間バスは30円安い料金となっているなど、価格面での競争もあります。このことから、もし市バスの料金を引き上げると、民間との料金格差が更に大きくなり、利用者離れも懸念されるため、収支改善を目的とした料金改定は非常に難しい状況となっています。



3 局のこれまでの経営改善の取組

(1) 財政再建団体等の指定による主な経営改善の取組

これまで2度にわたり、地方公営企業法に基づく、いわゆる再建団体の指定を受け、国等の支援を受けながら経営健全化に取り組んできました。

① 財政再建団体の指定による取組（昭和41～48年度）

全国の公営企業では、昭和30年代の半ばから経営状況が悪化し、40年度末の累積欠損金は、法適用事業で946億円に達したため、41年の法改正により、公営企業全般に係る財政再建制度が設けられました。

市交通局も不良債務が約5.2億円に達したことから、財政再建団体の指定を受け、国や一般会計から支援を受けながら、次のような経営改善策を実施して不良債務の解消を進め、48年度に財政再建を完了しました。

- ・車掌の段階的廃止による運行のワンマン化
- ・繁忙手当、特別手当などの廃止
- ・船舶事業（鹿児島港―黒神口など）の廃止
- ・運賃改定の実施
 - 軌道：昭和44年2月（20円→25円）、46年12月（25円→30円）
 - 自動車：昭和45年1月（1区20円→25円）、47年12月（1区25円→40円）

＜参考＞全国では13団体が同制度の適用を受け、市交通局を含む5団体は、48年度までに財政再建を終えましたが、残りの8団体は、達成の見通しが立たなくなったため、第一次再建を打ち切り、地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律に基づく第二次再建へと移行しました。

② 準用財政再建団体の指定による取組（昭和60～平成3年度）

市交通局では、事業環境の急激な悪化と人件費の増高等により厳しい経営状況が続ぎ、不良債務が約33億円に達したことから、昭和60年に地方公営企業法に基づく準用財政再建団体の指定を受け、国や一般会計から支援を受けながら、次のような経営改善策を実施して不良債務の解消を進め、平成3年度に財政再建を完了しました。

- ・市電上町・伊敷線の廃止
- ・市バス南営業所の廃止
- ・中園線（市役所前⇄田上上区）、ぼさど栈橋線（市役所前⇄甲突町⇄西鹿児島駅前）、動物園線（谷山電停⇄動物園前）、谷山二号用地線（西鹿児島駅前⇄谷山港）の廃止
- ・磯・与次郎線（磯庭園⇄熱帯植物園前）、市民文化ホール線及び鴨池港（与次郎）線の3路線を鴨池港文化ホール線に統合
- ・実方線（西鹿児島駅前⇄牛牧）、唐湊・大明ヶ丘線及び川添線（西鹿児島駅前⇄下田橋）の3路線を唐湊・大明ヶ丘線に統合
- ・大学病院線、桜ヶ丘線（市役所前⇄桜ヶ丘）及び魚見ヶ原線（市役所前⇄魚見ヶ原）の3路線を大学病院線に統合
- ・給料表の改定（国の行政職俸給表(二)の準用）
- ・職員数削減（S59：598人→H3：454人 ▲144人）

(2) 経営健全化計画等に基づく主な経営改善の取組

① 経営改善基本計画（平成12～15年度）

- ・交通局職員の市長事務部局等への出向など人事交流の実施（給与、退職金の削減）
- ・一定年齢以上の職員の昇給停止
- ・ノンステップバス運行の開始

② 新・経営改善計画（平成15～21年度）

- ・IC乗車カード「ラピカ」の導入、乗継割引の実施
- ・17番線（宇宿線）、18番線（大学病院線）の脇田電停結節の開始
- ・7番線（明和・中央駅西口線）、40番線（武岡台高校線）、4番線（城山・玉里線）新設

③ 経営健全化計画（平成22～28年度）

- ・管理の委託の開始（V3(3)②に詳説）
- ・高麗町交通局跡地（電車通り側用地、西側用地）、桜ヶ丘回転用地等の売却

④ 第二次経営健全化計画（平成29～31（令和元）年度）

- ・自動車運送事業の抜本的見直しの検討（VIに詳説）

(3) 人件費の抑制

① 給料月額

給料月額については、昭和60年の準用財政再建団体の指定以降、国の行政職俸給表（二）を準用することで、市職員全体の平均給料よりも抑えけるとともに、平成19年度以降、職員の年齢構成の若返りを行った結果、19年度の平均給料月額は電車運転士で約26.9万円、バス運転士で約29.5万円だったところ、30年度には電車運転士で約22.5万円、バス運転士で約23.8万円となっています。

また、31年度当初予算における局職員の平均給料月額は約24.8万円で、市職員全体の平均給料月額約31.7万円と比較して78%に抑えており、嘱託バス運転士の採用や管理の委託の実施は、一定の成果を上げています。

② 北・桜島営業所の管理の委託

営業所や停留所、車両等を所有したまま、路線の運行や車両の管理などを営業所単位で委託する「管理の委託」について、平成24年から、北・桜島営業所管内の20路線（1番伊敷ニュータウン線、5番日当平線、8番西玉里団地線、24番伊敷線、60番桜島線など）を委託しています。

なお、制度上は、免許キロ又は車両数の最大3分の2まで委託することができますが、現行のまま、他の営業所まで委託範囲を拡大した場合、委託比率が3分の2を超えることとなり、これ以上の委託は難しい状況です。

（参考）管理の委託の拡大（一定の要件を満たせば、2/3まで拡大可）

区分	委託比率		管理の委託の可否
（現行） 北・桜島営業所を委託	免許キロ	50.68%	実施中（車両数の委託比率が2分の1以内）
	車両数	40.00%	
現行＋新栄営業所を委託	免許キロ	76.58%	不可（委託比率が3分の2を超える）
	車両数	70.73%	
現行＋浜町営業所を委託	免許キロ	74.11%	不可（委託比率が3分の2を超える）
	車両数	67.80%	

(4) ダイヤ改正による経費の削減

運行ダイヤは、路線の利用状況等に合わせて適宜見直しを行ってきています。平成 29 年 10 月には 1 番伊敷ニュータウン線、2 番清水・常盤線、5 番日当平線、20 番緑ヶ丘・鴨池港線、24 番伊敷線のダイヤ改正や減便等を行い、年間実車走行キロを 249,559 キロ削減し、営業費用を年間約 6,300 万円削減しました。また、30 年 11 月には 14 番谷山線、25 番唐湊線、33 番慈眼寺・与次郎線のダイヤ改正や減便等を行い、年間実車走行キロを 79,375 キロ削減し、営業費用を年間約 5,300 万円削減しました。

しかし、利用者の利便性や運行サービス水準の維持確保の観点から大幅な減便等は難しい状況にあります。また、減便等は、直接的な収入減のみならず、利用離れを起こす可能性もあります。

4 経営改善の取組に関する最近の状況

(1) 増収対策

増収対策として、低床電車「ユートラム」の車両全面広告などの広告媒体の提供等による広告収入の確保に取り組んできています。

令和 7 年度の広告収入は、軌道事業で約 1 億円、自動車運送事業で約 0.2 億円、合計で約 1.2 億円と減少に転じており、効果的な広告媒体を新たに設定しない限り、今後、大幅な増収を見込むことは難しいものと考えられます。

【広告収入の推移】

年度	軌道事業	自動車運送事業	合 計
R2	102,116,037 円	35,115,716 円	137,231,753 円
R3	110,002,511 円	31,596,316 円	141,598,827 円
R4	115,321,117 円	30,085,040 円	145,406,157 円
R5	118,318,215 円	28,385,891 円	146,704,106 円
R6	99,172,710 円	26,731,005 円	125,903,715 円
R7	98,673,767 円	23,795,880 円	122,469,647 円

(2) 遊休資産の有効活用

平成 28 年度に売却した高麗町の交通局跡地が約 96.9 億円、桜ヶ丘のバス回転用地が約 1 億円、伊敷変電所跡地が約 0.4 億円の収入となり、これにより資金残高は一時的に改善しました。

その後の土地売却による収入は、令和 5 年度に売却した吉野のバス回転用地の約 0.6 億円、紫原のバス回転用地の約 0.7 億円、7 年度に売却した原良団地のバス回転用地の約 0.7 億円となっています。

交通局跡地等の売却で得た資金を効果的に運用することにより、新たな収入の確保にも努めてきたところですが、財政見通しを勘案すると、今後においても資金運用は難しいものと考えられます。

5 局の経営状況の推移

(1) 経常損益の推移

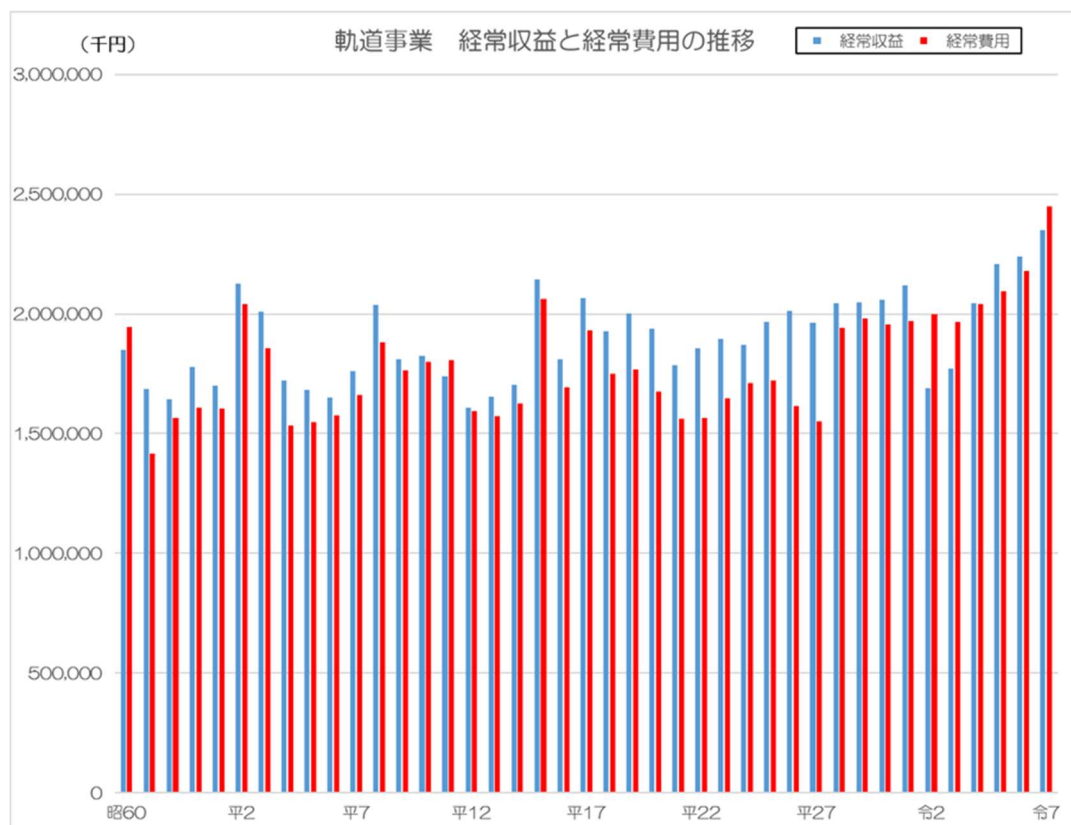
① 軌道事業

準用財政再建団体に指定された昭和 60 年度以前の軌道事業の経常損益は、自家用車の普及や交通渋滞等を起因とした定時性の喪失と運行効率の低下による乗客の減や賃金・物価の上昇等により、赤字が続いていました。

60 年の上町線・伊敷線の廃止以降は、概ね 1～2 億円前後の黒字に転換し、平成 26 年度と 27 年度には、過去最高額となる約 4 億円の黒字を計上しました。

令和 2 年度には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により収益が大幅に減少し約 3 億円の赤字を計上しましたが、事業の効率化やコロナ禍からの回復が続いたことにより、4 年度から 6 年度は黒字となりました。

その後も経常収益は増加傾向にあります。一方近年の物価高騰や人件費の増、施設・設備の整備等により費用が増大しており、7 年度では再び赤字に転じ、今後も厳しい経営状況が続く見込みです。



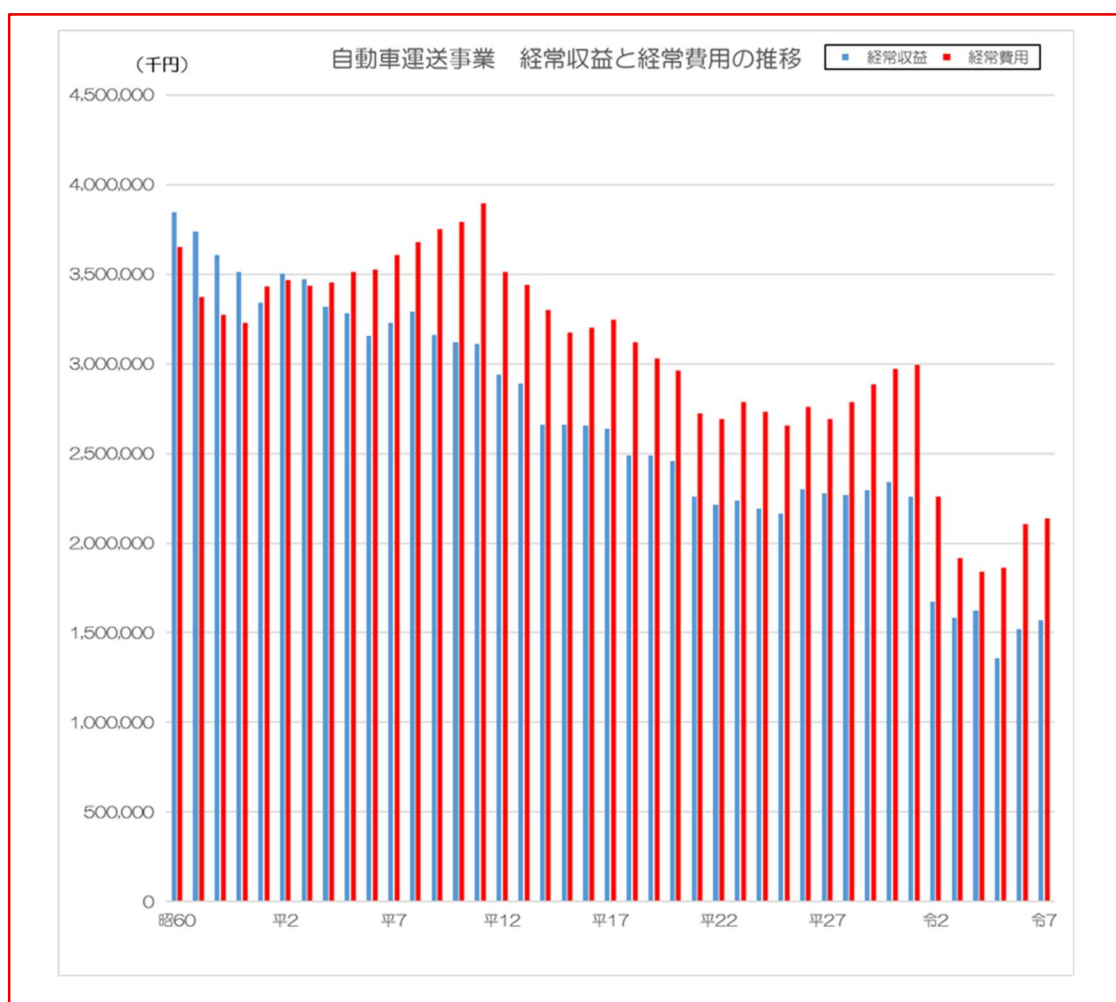
経常損益	最高額	平成27年度	413,703,641 円
	最低額	令和2年度	▲ 308,333,166 円
	平均額	全 体 (昭和60年度～令和7年度)	111,569,450 円
		黒字転換後 (昭和61年度～令和7年度)	116,758,508 円
		直近10年 (平成28年度～令和7年度)	▲ 313,432 円
		局舎移転後 (平成28年度～令和7年度)	▲ 313,432 円

② 自動車運送事業

準用財政再建団体に指定された昭和 60 年度より前の自動車運送事業の経常損益は、軌道事業と同様の理由により赤字が続いていました。

60 年度に南営業所を廃止し 35 路線を 26 路線に統廃合した結果、平成元年度を除き、財政再建期間である 3 年度までは黒字化できたものの、利用者減等による運賃収入の減が続く一方で、繰延勘定償却の増等により経常費用が増加し、4 年度以降再び赤字となりました。6 年度の嘱託運転士の導入、24 年度の北及び桜島営業所の管理の委託の実施等の経費削減策により、12 年度以降、経常費用は減少傾向となったものの、ほぼ同等の割合で経常収益も減少し、経常損益は年間約 5 億円の赤字で推移しています。

また、令和 2 年度に 16 路線、3 年度に 4 路線を民間バス事業者へ移譲したことにより、経常費用が大幅に減少しましたが、依然として赤字が継続しています。



経常損益	最高額	昭和61年度	364,592,710 円
	最低額	平成11年度	▲ 782,565,172 円
	平均額	全体（昭和60年度～令和7年度）	▲ 393,697,527 円
		赤字転換後（平成4年度～令和7年度）	▲ 509,068,607 円
		直近10年（平成28年度～令和7年度）	▲ 526,225,556 円
		局舎移転後（平成28年度～令和7年度）	▲ 526,225,556 円

③ 事業全体

軌道事業と自動車運送事業を合わせた事業全体の経常損益は、準用財政再建団体に指定され、財政再建に取り組んだ期間を除き、毎年度、概ね2～5億の赤字で推移していますが、平成 27 年度には、軌道事業の乗客数の増、自動車運送事業の燃料単価の減などから、23 年ぶりの黒字となりました。しかし、28 年度以降は、局舎や両事業の関連施設のリニューアルに伴う減価償却費の増などから、再び赤字となっています。



(3) 資金不足比率の推移

事業全体での資金不足比率が経営健全化基準の 20%を超えないように、遊休資産の売却等による財政の健全化に取り組んできましたが、平成 27 年度と 28 年度の交通局跡地等の売却により一定の資金を確保した後も経常赤字に伴う資金の減少が続いており、令和 6 年度には再び資金不足が生じています。

7 年度では資金不足は生じなかったものの、今後も赤字が続くと、資金不足が再び生じることが予想されますが、これを補填できるような遊休資産は残っていない状況です。



(4) 自動車運送事業における路線別営業係数の推移

営業係数とは、営業費用の額を運賃収入の額で除して得た指数で、100 円の運賃収入を得るために必要な営業費用の額を表しており、100 未満であれば黒字、100 を超えれば赤字となります。

敬老パス・友愛パスの利用に係る市負担金等を含めた営業係数の過去 10 年の推移を路線別にみると、ほとんどの路線で赤字となっています。

	路線名	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
1	伊敷ニュータウン線	124.80	133.24	146.11	141.69	135.66	173.54	143.52	136.46	131.04	141.90	133.69
2	清水・常盤線	152.36	170.79	163.57	163.39	148.87	移譲	-	-	-	-	-
3	玉里・西紫原線	117.11	117.08	121.01	130.60	137.70	177.73	173.18	161.56	131.43	134.79	130.72
4	城山・玉里線	214.95	208.97	240.67	251.36	236.50	269.58	224.05	207.85	178.98	187.74	181.15
5	日当野平線	146.64	162.53	166.40	160.01	174.15	229.40	206.25	196.66	150.74	152.50	145.89
6	吉野線	124.80	130.78	143.90	163.68	175.36	移譲	-	-	-	-	-
7	明和・中央駅西口線	150.16	171.11	164.28	184.64	180.83	272.35	移譲	-	-	-	-
8	西玉里団地線	172.89	179.30	191.72	196.57	208.07	260.57	189.23	187.24	155.91	171.45	152.75
9	武岡・鴨池港線	156.64	146.37	148.35	157.98	174.42	270.19	移譲	-	-	-	-
10	高麗橋線	129.44	111.97	104.15	119.93	135.05	181.90	137.33	131.09	129.15	106.29	120.71
11	鴨池・冷水線	134.27	140.64	152.36	169.28	170.18	230.60	228.96	199.05	183.39	197.78	218.52
12	海岸線	130.77	148.75	156.38	167.08	176.80	251.97	220.26	195.30	186.26	186.15	168.54
13	天保山線	169.70	182.96	186.71	183.08	190.47	移譲	-	-	-	-	-
14	谷山線	262.13	305.61	321.36	336.87	309.69	540.54	454.33	429.54	392.62	374.32	350.64
15	東紫原線	132.74	140.40	143.42	148.76	157.44	移譲	-	-	-	-	-
16	鴨池港・文化ホール線	136.14	133.38	131.11	135.79	142.36	220.92	186.38	166.52	160.14	159.51	155.15
17	字宿線	441.38	456.12	548.18	587.04	440.56	655.24	611.78	599.69	492.15	457.95	500.60
18	大学病院線	154.40	151.29	152.56	168.13	151.84	210.36	188.27	154.09	133.84	126.30	133.21
19	南紫原線	184.51	206.87	205.71	219.48	206.14	移譲	-	-	-	-	-
20	緑ヶ丘・鴨池港線	174.00	189.70	179.60	156.04	165.05	211.61	196.59	177.32	159.19	158.02	160.54
21	永吉線	222.87	246.16	278.38	249.16	262.71	移譲	-	-	-	-	-
23	紫原・武町線	183.15	202.99	205.60	233.49	256.19	移譲	-	-	-	-	-
24	伊敷線	147.32	159.36	161.13	156.70	165.29	227.89	203.21	187.20	174.37	190.27	180.06
25	唐湊線	204.56	236.29	235.31	222.50	203.52	移譲	-	-	-	-	-
26	明和線	139.80	151.93	152.39	157.88	160.40	220.58	移譲	-	-	-	-
27	県庁・与次郎線	175.64	196.54	179.19	262.52	314.09	491.41	412.47	202.63	200.12	244.21	229.62
28	伊敷鴨池港線	65.31	78.41	110.04	168.05	167.45	138.93	119.67	99.29	98.53	113.11	103.24
29	伊敷NT・鴨池港線	102.62	133.13	107.35	104.95	98.32	103.63	100.76	91.91	120.19	135.55	127.63
30	明和・鴨池港線	89.38	95.00	123.45	173.22	183.43	248.98	移譲	-	-	-	-
31	玉里・三和町線	87.40	97.51	102.59	105.39	111.03	137.33	128.93	117.43	115.68	137.31	110.34
32	城山三和町線	203.35	189.07	195.52	157.28	178.20	210.79	154.68	184.79	177.89	212.58	190.76
36	吉田インター線	243.77	292.82	281.40	302.06	361.28	移譲	-	-	-	-	-
40	武岡台高校線	222.46	211.41	214.81	206.82	240.61	移譲	-	-	-	-	-
51	薩摩団地線	373.58	405.30	422.51	426.32	458.26	600.79	547.81	548.88	518.94	489.70	405.87
60	桜島線	184.39	195.30	198.06	203.95	214.24	244.84	238.16	226.25	238.72	262.98	269.31
	路線計	144.92	153.51	158.27	164.54	168.55	228.35	204.40	185.41	170.03	178.63	174.04

※「70 番 桜島代替線」は「60 番 桜島線」に含む

6 令和7年度決算の概要

(1) 令和7年度の収支状況

軌道事業については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるインバウンドの消滅や行動自粛に伴う利用者数の大幅な減少により赤字を計上した令和3年度以降、概ね黒字で推移していましたが、7年度は赤字に転じ、経常損益は9,900万円の経常損失となりました。

自動車運送事業については、引き続き北営業所及び桜島営業所管内の路線に係る管理の委託を行いましたが、人件費の増やエネルギー価格高騰による燃料費の増により、経常損益は5億6,800万円の経常損失となりました。

両事業合計では、経常損益は6億6,700万円の経常損失となり、これに特別利益、特別損失を合わせた純損益は、6億900万円の純損失となっています。

資本的収支については、5億3,000万円の不足となり、この不足分について損益勘定留保資金等で補填した結果、7年度の資金収支は1億9,900万円となり、資金残は6年度末の2,500万円の資金不足から1億7,400万円の資金残に転じました。

(収支状況)		(単位:百万円)		
区 分		軌 道	自 動 車	計
収 入 的 収 入 及 び 支 出	営業収益	1,819	1,239	3,058
	営業外収益	530	332	862
	経常収益計 (A)	2,349	1,572	3,920
	特別利益	1	61	62
	収益合計 (B)	2,350	1,633	3,982
	営業費用	2,381	2,103	4,484
	営業外費用	66	36	103
	経常費用計 (C)	2,447	2,140	4,587
	特別損失	0	4	4
	費用合計 (D)	2,447	2,144	4,591
経常損益 (A) - (C)		△ 99	△ 568	△ 667
純 損 益 (B) - (D)		△ 98	△ 511	△ 609
資 本 的 収 入 及 び 支 出	企業債	688	73	761
	補助金	53	0	53
	固定資産売却代金	0	5	5
	工事負担金	16	0	16
	収入計 (E)	757	78	836
	建設改良費	763	77	840
	企業債償還金	380	145	525
	支出計 (F)	1,143	222	1,365
収 支 差 引 (E) - (F)		△ 386	△ 144	△ 530
資 金 収 支	損益勘定留保資金等	562	775	1,337
	うち 特別減収対策企業債	0	614	614
	7年度資金収支	79	120	199
	6年度末資金残	6,595	△ 6,620	△ 25
	7年度末資金残 (G)	6,674	△ 6,500	174

※ 百万円単位での表示のため、端数処理（四捨五入）により計などが合わない場合がある

※ 「収益的収入及び支出」の金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

(2) 経営計画における令和7年度の財政見通しと決算額との比較（乖離の状況）

コロナ禍からの回復に加え、交通事業の基本である安全輸送の確保と、安心して快適な質の高いサービスの提供に努めたことにより、軌道事業・自動車運送事業合計で営業収益が増加した一方で、営業費用が減少したことから、純損益にでは、両事業合計で損失額が1億4,700万円減少しました。また、年度末資金残については、見通しに比べて1億9,900万円改善しています。これは、交通事業債を6億1,400万円借り入れたことなどによるものであり、依然として大変厳しい状況となっています。

※ 交通事業債 … テレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題によって資金不足が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済又は改定に着手済の事業に発行できる企業債で、経営健全化基準である資金不足比率には算入されない。

(単位：百万円)				
		財政見通し	決 算 額	差
軌道事業	事業収益	2,445	2,517	72
	営業収益	1,916	1,986	70
	営業外収益	529	530	1
	特別利益	0	1	1
	事業費	2,566	2,547	△ 19
	営業費用	2,461	2,419	△ 42
	営業外費用	105	128	23
	特別損失	0	0	0
	経常損益	△ 121	△ 31	90
	純 損 益	△ 121	△ 30	91
自動車運送事業	事業収益	1,784	1,738	△ 46
	営業収益	1,362	1,345	△ 17
	営業外収益	348	332	△ 16
	特別利益	74	61	△ 13
	事業費	2,344	2,242	△ 102
	営業費用	2,288	2,182	△ 106
	営業外費用	55	56	1
	特別損失	0	4	4
	経常損益	△ 634	△ 562	72
	純 損 益	△ 560	△ 504	56
合 計	事業収益	4,229	4,255	26
	営業収益	3,278	3,331	53
	営業外収益	877	862	△ 15
	特別利益	74	62	△ 12
	事業費	4,910	4,789	△ 121
	営業費用	4,749	4,601	△ 148
	営業外費用	160	184	24
	特別損失	0	4	4
	経常損益	△ 754	△ 593	161
	純 損 益	△ 681	△ 534	147
	資本的収入	884	836	△ 48
	資本的支出	1,420	1,365	△ 55
	年度末資金残	△ 25	174	199
	資金不足比率	0.8%	△ 5.6%	△ 6.4P

※ 財政見通しは令和7年度見直し時の推計額、決算額は令和7年度決算額
 ※ 百万円単位での表示のため、端数処理（四捨五入）により計などが合わない場合がある
 ※ 金額は、消費税及び地方消費税を含む額

(3) 自動車運送事業における路線別営業係数（令和7年度実績）

路線移譲により営業費用を削減できたものの、全ての路線で赤字となっており、そのうち約30%は営業係数が200を超えています。

中でも、14番・谷山線、17番・宇宿線、51番・薩摩団地線の3路線は300を超える大変厳しい経営状況となっています。

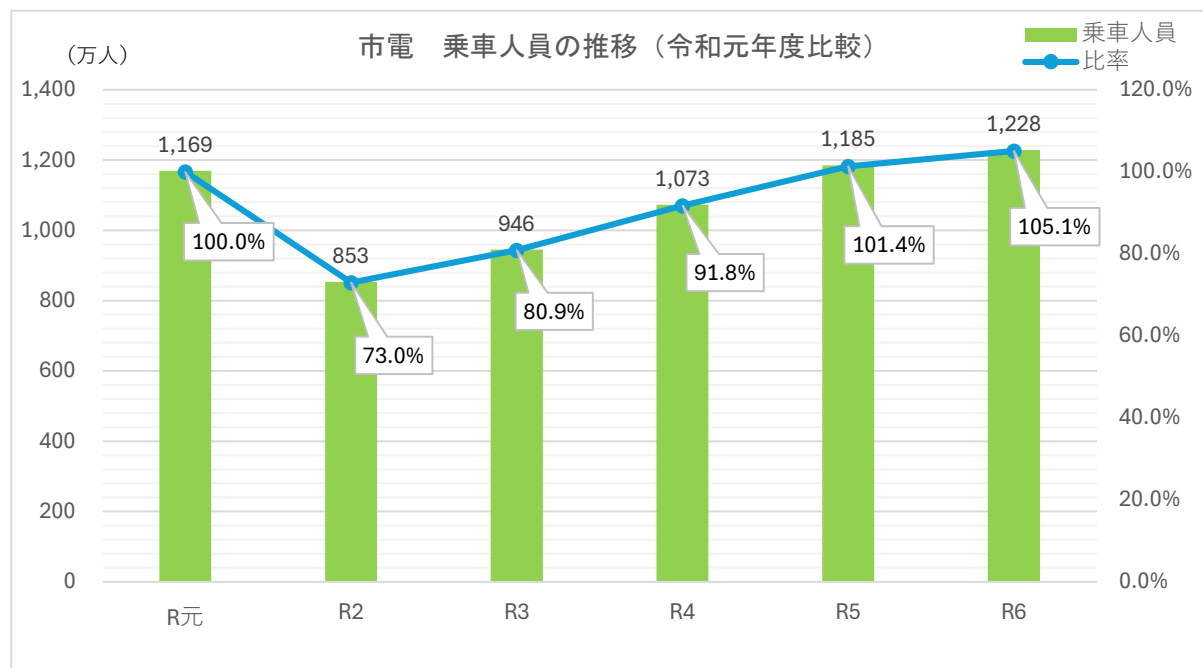
	路線名	R元	R7	差
1	伊敷ニュータウン線	135.66	133.69	1.97
2	清水・常盤線	148.87	移譲	-
3	玉里・西紫原線	137.70	130.72	6.98
4	城山・玉里線	236.50	181.15	55.35
5	日当平線	174.15	145.89	28.26
6	吉野線	175.36	移譲	-
7	明和・中央駅西口線	180.83	移譲	-
8	西玉里団地線	208.07	152.75	55.32
9	武岡・鴨池港線	174.42	移譲	-
10	高麗橋線	135.05	120.71	14.34
11	鴨池・冷水線	170.18	218.52	△ 48.34
12	海岸線	176.80	168.54	8.26
13	天保山線	190.47	移譲	-
14	谷山線	309.69	350.64	△ 40.95
15	東紫原線	157.44	移譲	-
16	鴨池港・文化ホール線	142.36	155.15	△ 12.79
17	宇宿線	440.56	500.60	△ 60.04
18	大宇病院線	151.84	133.21	18.63
19	南紫原線	206.14	移譲	-
20	緑ヶ丘・鴨池港線	165.05	160.54	4.51
21	永吉線	262.71	移譲	-
23	紫原・武町線	256.19	移譲	-
24	伊敷線	165.29	180.06	△ 14.77
25	唐湊線	203.52	移譲	-
26	明和線	160.40	移譲	-
27	県庁・与次郎線	314.09	229.62	84.47
28	伊敷鴨池港線	167.45	103.24	64.21
29	伊敷NT・鴨池港線	98.32	127.63	△ 29.31
30	明和・鴨池港線	183.43	移譲	-
31	玉里・三和町線	111.03	110.34	0.69
32	城山三和町線	178.20	190.76	△ 12.56
36	吉田インター線	361.28	移譲	-
40	武岡台高校線	240.61	移譲	-
51	薩摩団地線	458.26	405.87	52.39
60	桜島線	214.24	269.31	△ 55.07
	路線計	168.55	174.04	△ 5.49

※「70番 桜島代替線」は「60番 桜島線」に含む

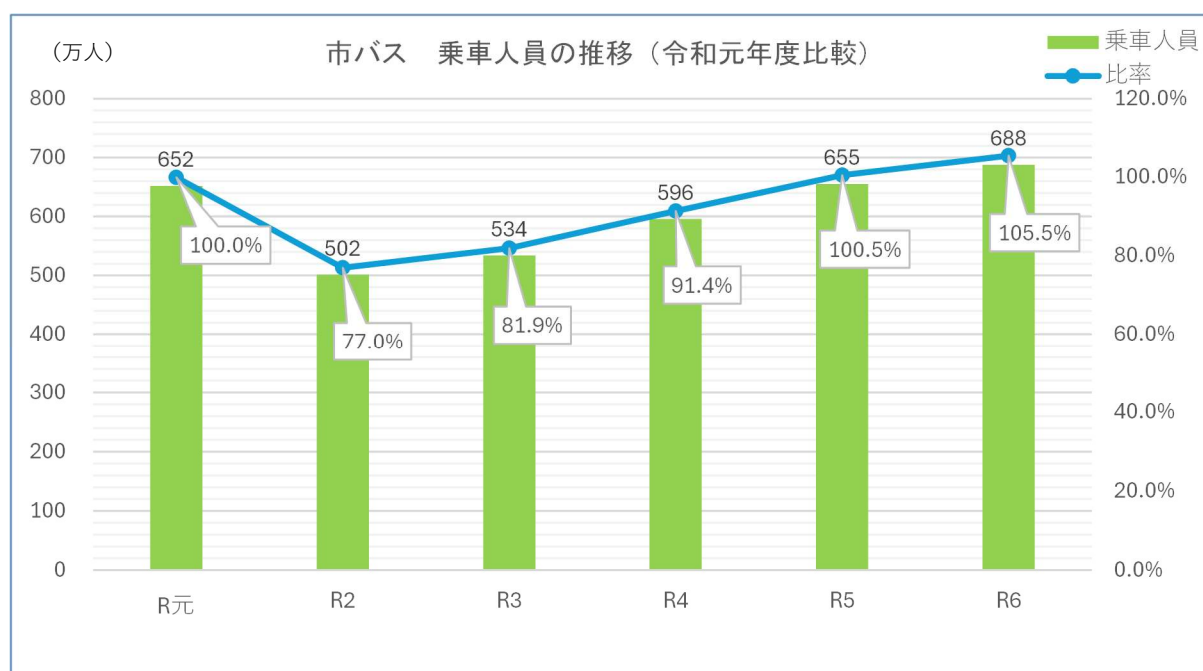
7 コロナ禍からの回復状況分析（令和元年度～6年度実績）

（1）乗車人員の推移（令和元年度比較）

令和元年度末から数か年にわたり続いた新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令、休校やリモートワーク等実施の影響を受け、2年度における市電の乗車人員は元年度比73.0%と大きく減少しましたが、3年度は80.9%、4年度は91.8%とコロナ禍からの堅調な回復がみられ、さらに5年度は101.4%、6年度は105.1%と元年度の乗車人員を上回っています。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度における市バスの乗車人員は元年度比77.0%まで減少しましたが、市電と同様に、3年度以降は回復に転じるとともに、5年度以降は元年度の乗車人員を上回っており、コロナ禍から脱したものと考えられます。



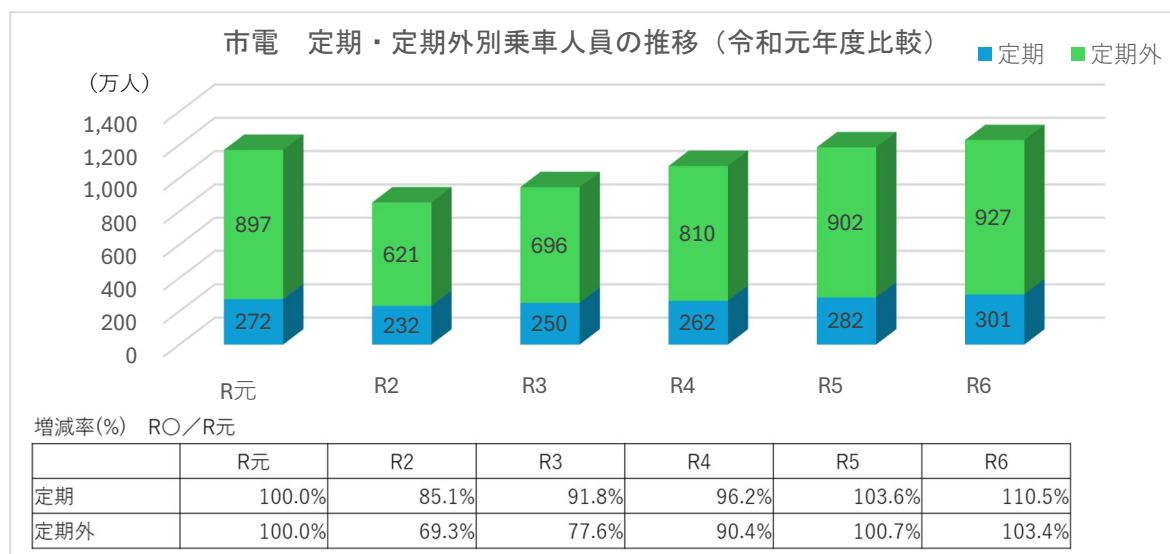
※ 令和元年度・2年度分は、令和2年度・3年度に民間事業者へ移譲した20路線を除いたもの

(2) 定期・定期外別乗車人員推移（令和元年度比較）

市電の定期利用者数は、令和2年度には元年度比 85.1%まで落ち込み、その後、年次的に対元年度比で 4～7%ずつ回復しています。緊急事態宣言の解除後の通勤・通学における公共交通の利用離れやリモートワークへの移行といった社会情勢の変化も落ち着いたことに加え、令和5年度の全線定期導入の効果もあり、元年度を超える水準にまで回復したものとみられます。

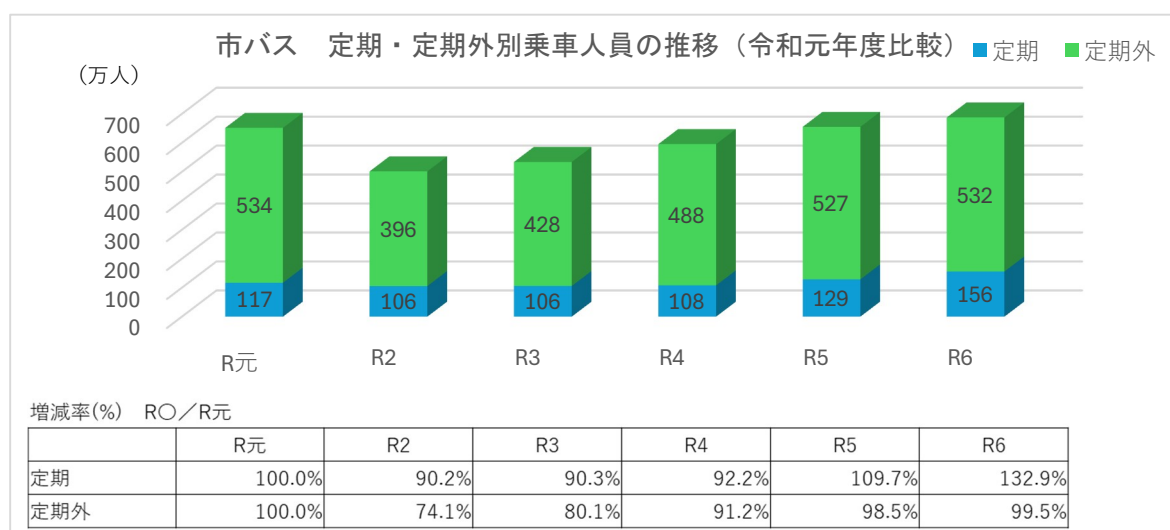
市電の定期外利用者数は、市民の行動自粛やインバウンドを含む観光客の減少等の影響により、令和2年度には元年度比 69.3%と定期よりも大幅に落ち込みましたが、定期と同様に令和3年度以降は人員が回復し、5年度以降は元年度の水準を上回っています。

※ 定期外とは、定期券以外（現金・IC 乗車カード「ラビカ」の回数券利用等）を示す



市バスの定期利用者数も、市電と同様に令和2年度に減少しましたが、市電と比べ小幅な減少に留まっています。その結果、令和2年度から4年度にかけての回復は、市電に比べるとやや緩やかなものとなりましたが、5年度の全線定期導入をきっかけに、乗車人員が大幅に増加しています。

市バスの定期外利用者数は、定期利用者数と同様に、市電と比べて乗車人員の減少、回復ともにやや緩やかなものとなりましたが、令和5年度の全線定期導入に伴う定期利用への流出が見られ、6年度は、元年度の水準を下回っています。

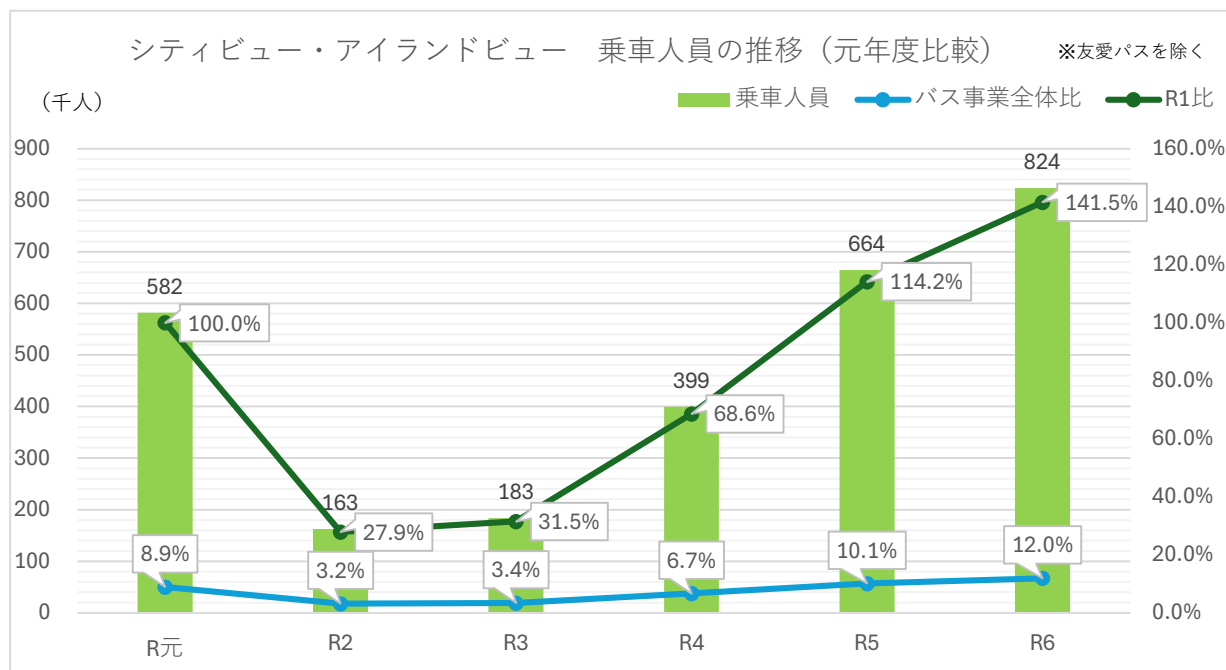


※ 令和元年度・2年度分は、2年度・3年度に民間事業者へ移譲した20路線を除いて比較

(3) カゴシマシティビュー・サクラジマアイランドビュー 乗車人員の推移(令和元年度比較)

観光路線として運行するカゴシマシティビューとサクラジマアイランドビューは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言や、それに伴う外出・渡航自粛の影響を大きく受け、令和2年度は乗車人員が元年度比 27.9%まで減少しました。その後、感染拡大が収まったことでインバウンド需要が急激に回復し、令和5年度以降は、元年度の水準を大きく上回っています。

路線バス事業全体に対する観光路線の乗車人員の割合も令和5年度から 10%を超え、同事業における重要性も高まっている状況です。



VI 自動車運送事業の抜本的見直し

1 自動車運送事業の抜本的見直しに関する経過等

交通局では、鹿児島市交通事業経営健全化計画（計画期間：平成 22～28 年度）に基づき、運行の効率化や増収対策、事業の効率化による経費削減などに取り組んできました。しかし、自動車運送事業は、交通手段の多様化や少子高齢化の進行、民間事業者との競争激化などから、毎年多額の経常赤字が続き、近い将来、事業継続も危惧される状況が続いていました。

そこで、平成 27 年 11 月、鹿児島市交通事業経営審議会に対し、「本市交通事業の将来にわたり持続可能な方策」について諮問を行い、28 年 2 月の同審議会の答申では「鹿児島市の交通事業全体の在り方を協議できる場の設置」が要請されました。また、同年 3 月には、鹿児島経済同友会から鹿児島市における公共交通システムのあり方について提言がなされ、その中で、市バスについて「早急に抜本的な解決策に着手し、社会構造の変化に見合ったあり方を追求するべき」とされました。

これらのことを受け、28 年 10 月、国、県、市及び市内乗合バス事業者 4 者で、事務レベルによる協議の場として「市内乗合バス事業に係る事務連絡会」が設置され、同連絡会における話し合いの結果、29 年 5 月、今後の協議の進め方として「乗合バスの競合路線における路線の廃止・移譲等に関する事項については、各事業者間で、個別・具体的な協議を行うこと」が確認されました。

交通局では、各事業者間の協議を進めるに先立ち局としての方針を決定する必要があること、第二次鹿児島市交通事業経営健全化計画（計画期間：平成 29～31 年度）において自動車運送事業の抜本的な見直しの方策を検討することとしていること、国において抜本的な改革の検討を促進していることなどを踏まえ、29 年 10 月、市交通事業経営審議会に対し、自動車運送事業の果たすべき役割や抜本的な事業見直しの基本的方向性について、諮問を行いました。

同審議会においては、30 年 3 月までの間、計 5 回にわたり会議を開催し、国から示された経営改革の方向性、人口減少や少子高齢化など事業を取り巻く厳しい環境、毎年約 5 億円の赤字を計上する自動車運送事業の実態、全路線の約 45%が競合している状況、民間の運送原価で試算した場合多くの路線が黒字となる状況、32 年度（令和 2 年度）には資金不足比率が 20%を超えるとされる今後の経営見通し※注、約半数の公営バス事業者が事業を廃止している状況、災害時の避難輸送などこれまで市バスが果たしてきた役割、事業縮小を実施し経営を改善した他都市事例等について、各面から調査・分析がなされた上で、次のとおり答申がなされました。

※注：平成 30 年度予算策定段階での見込み

自動車運送事業については、今後の経営見直しによると、現在の規模のままでは近い将来に事業を廃止せざるを得ないことも危惧されるが、市営バスの廃止は市民生活に与える影響が大きいことから、将来的に軌道事業と合わせた交通事業全体の収支均衡が図られ、事業継続が可能となるよう経営改善を図るべきであり、民間事業者へ一部路線を移譲して、人員・車両も含め事業規模を縮小する抜本的な見直しに取り組むべきである。

なお、見直しを実施するにあたっては、この答申の趣旨を尊重し、将来にわたるバス利用者の利便性の維持確保を基本として、以下の内容に十分に留意しながら対応されるよう要望します。

1 バス路線の移譲について

- (1) 利用者への影響を少なくするため、移譲前の市営バスの運行便数を一定期間は維持することを条件とすること。
- (2) 移譲にあたっては、できるだけ持続可能な路線になるよう、民間事業者との競合状況を踏まえ、新たな競合が生まれることのないようにすること。
- (3) 民間事業者の路線エリアを考慮し、新たな路線ネットワークが形成され、利用者の利便性向上につながるような移譲のあり方を検討すること。
- (4) 民間事業者においては、大型二種免許保有者の減少や高齢化により人材確保が難しくなっていることや乗客減によって経営状況も厳しくなっていることから、時間をかけて十分に協議し、段階的な移譲のあり方を検討すること。

2 民間事業者の福祉・環境面での取組促進

路線移譲にあたっては、より一層、バリアフリー対応のノンステップバスや低公害バスの導入を促進されるよう協議すること。

3 移譲に伴う資産（車両・バス停上屋など）の処分について

他の公営バス事業者の事例を参考にして、売却・譲渡など各面から有効活用が図られるよう検討すること。

4 職員の処遇について

事業縮小に伴う職員の処遇については、全職員の意向調査を実施し、他の公営バス事業者の事例も参考にして、市長事務部局や民間事業者等と慎重に協議し、配置転換や異動、退職者への再就職支援などの丁寧な対応に努めること。

この答申を受け、平成30年4月、交通局としては、将来的に交通事業全体の事業継続が可能となるよう経営改善を図るため、民間事業者への路線移譲等により事業規模を縮小する自動車運送事業の抜本的見直しに取り組む方針を決定しました。

その後、市内乗合バス事業に係る事務連絡会での確認事項に基づき、南国交通株式会社、鹿児島交通株式会社と個別に協議を進めた結果、それぞれと路線移譲に関する合意が得られ、令和元年7月12日付で基本協定を締結し、2年4月に16路線、3年4月に4路線を移譲しました。

2 路線移譲に関する基本協定の概要

(1) 移譲する路線及び期日

相手方	移 譲 路 線		移譲期日
	エリア	路 線 名	
鹿児島 交 通	紫 原	3 番 玉里・西紫原線（鶴ヶ崎橋⇄紫原⇄市役所 間）、 15 番 東紫原線、19 番 南紫原線、 41 番 紫原・武岡台高校線	令和 2 年 4 月 1 日
	城 西	13 番 天保山線、23 番 紫原・武町線	
	唐 湊	25 番 唐湊線	
	桜ヶ丘	18 番 大学病院線（フィガ - 路線除く）	
	谷 山	14 番 谷山線（フィガ - 路線除く）、33 番 慈眼寺・与次郎線	
南 国 交 通	吉 野	2 番 清水・常盤線、6 番 吉野線、 22 番 葛山線、36 番 吉田インター線	令和 2 年 4 月 1 日
	城 西	21 番 永吉線	
	伊 敷	40 番 武岡台高校線	
	明 和	7 番 明和・中央駅西口線、9 番 武岡・鴨池港線、 26 番 明和線、30 番 明和・鴨池港線	令和 3 年 4 月 1 日

(2) 運行経路や便数の維持

原則3年間（特別な事情があれば、協議の上で変更できる。）

3 路線移譲後の事業形態等

(1) 移譲の規模

全路線の約50%、便数の約40%を移譲します。なお、管理の委託は、規模を縮小して継続します。（移譲後は22路線 910便/日を運行）

(2) 運転士等の段階的な削減

路線移譲により、運輸部門における運転士や整備士等の段階的な削減を行います。併せて、関連部門の職員についても削減を検討します。

(3) 浜町営業所の廃止

運行管理を新栄営業所に集約し、浜町営業所を廃止します。なお、浜町営業所の廃止後の土地及び建物については、当面の間、留置車庫及び休憩所として運用します。

(4) 資産の貸付・売却等

① 車両

運行便数の減少により使用しなくなる車両については、民間事業者が円滑に移譲路線の運行を開始できるよう、一定の配慮を行いながら、段階的に売却します。

② バス停標識等

路線移譲により局が使用しなくなるバス停標識や上屋、ベンチについては、民間事業者が円滑に移譲路線の運行を開始できるよう、無償譲渡します。

③ 土地

路線移譲により使用しなくなるバス回転用地については、必要な段階で、売却を検討します。なお、路線移譲先の民間事業者が使用を希望する場合には、一定期間、有償で貸付を行います。

4 路線移譲の効果

自動車運送事業の抜本的見直しに関する取組として、令和2年度は、16路線を民間事業者に移譲するとともに、市長事務部局等への出向等による人員削減や不要となった車両の売却等を実施しました。

路線移譲を行わなかったと仮定した場合の決算額（「移譲無試算額」）を下記の方法で試算し、令和2年度決算額と比較したところ、営業収益4億1,600万円の減収と営業外収益2億8,000万円の増収、事業費の5億6,300万円の削減により、純損益で約5億円の赤字圧縮効果が見られました。

（単位：百万円）

		令和2年度決算額	移譲無試算額	差（効果額）
自動車運送事業	事業収益	1,752	1,811	△ 59
	営業収益	934	1,349	△ 416
	営業外収益	742	461	280
	特別利益	76	0	76
	事業費	2,338	2,901	△ 563
	営業費用	2,218	2,845	△ 627
	営業外費用	42	42	0
	特別損失	78	14	64
	経常損益	△ 585	△ 1,077	492
	純損益	△ 586	△ 1,091	504

※ 百万円単位での表示のため、端数処理（四捨五入）により計などが合わない場合がある

※ 金額は、消費税及び地方消費税を除いた額

《「移譲無試算額」の試算方法》

(1) 収益の試算

- ① 移譲した16路線に関する運送収益及び敬老パス・友愛パス負担金等を加算

$$\text{運送収益} = R \text{ 元} \times \frac{\text{移譲路線決算額}}{\text{R 元 決算額} - R \text{ 元} \times \text{移譲路線決算額}}$$
- ② 移譲による収益（回転用地等の目的外使用許可料、車両売却代金、経営安定化補助金、長期前受金戻入）を控除
- ③ 全バス車両に掲出した車内広告について、車両減少による減収額を加算
- ④ 移譲に伴う市長事務部局等への出向者及び退職嘱託職員分の基礎年金補助金を加算、退職給付金戻入等を控除
- ⑤ 償却期間を経過していない無償譲渡バス停等に関する長期前受金戻入を加算

(2) 費用の試算

- ① 移譲に伴う市長事務部局等への出向者及び退職嘱託職員分の人件費及び経費を加算
- ② 移譲路線分の経費（ガソリン代、委託料等）を加算
- ③ 減車した車両分の経費（車両修繕、自動車重量税、施設損害保険料等）を加算
- ④ 廃止車両及び譲渡バス停等に関する固定資産除却費など特別損失を控除
- ⑤ 償却期間を経過していない無償譲渡バス停等に関する減価償却費を加算

5 路線バスの維持存続に向けた取組

2024年問題などに起因する全国的なバス運転士不足に加え、平成24年度に開始した北・桜島営業所の管理の委託において、受託者からの委託業務の一部引き戻し等により、交通局はバス運転士不足の課題に直面しています。

交通局では、市民生活への影響が大きい路線バスのサービス水準の維持を図るため、バス運転士の採用や長期雇用に取り組むとともに、貸切バス事業を廃止して路線バスの運転士を確保する必要があると判断し、同年10月、鹿児島市交通事業経営審議会に「鹿児島市一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の廃止」を諮問したところ、同審議会から次のとおり答申がなされました。

令和6年10月29日 鹿児島市交通事業経営審議会

「鹿児島市一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）の廃止」について（答申）要旨

鹿児島市一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス事業）については、鹿児島市交通局が路線バスの運転士不足の課題に直面している中、本市のまちづくりと市民生活を支える公営交通事業者として、今後も市民の身近な交通手段である路線バスのサービス維持を優先して考えていかなければならないという観点から、人員を路線バスに振り向けて安定運行を図るため、さらに、コロナ禍前の水準まで利用が回復していないこと、県内に貸切バス事業者が多数存在する現状を踏まえても、当該事業を廃止とすることが妥当である。

なお、廃止にあたっては、この答申の趣旨を尊重し、将来にわたるバス利用者の利便性の維持確保を基本として、以下の内容に十分に留意しながら対応されるよう要望します。

1 路線バスの維持存続について

- (1) 持続可能で安定的な運営を行っていくために、運営に必要な人員体制の整備に努めること。
- (2) バス運転士の確保にあたっては、若い世代を中心に運転士の確保に努め、給与引き上げ等の処遇改善や正規職員の採用の取組を進めること。
- (3) 効率的な路線・ダイヤへの見直しに継続的に取り組むことで、利便性の維持確保を図ること。

2 鹿児島市交通事業経営計画の見直しについて

前回見直しを実施した令和3年度とは、経営環境が変わってきており、また、必要な人員の確保や老朽化した施設・設備の整備等、速やかに対応を図らなければならない課題も明らかになっていることから、これらを踏まえた事業検討を進めるとともに、令和8年度予定していた経営計画の財政見通しや各施策の見直しを前倒しして実施すること。

この答申を受け、交通局は、路線バスの維持存続を図るため、貸切バス事業を廃止するとともに、若年層を中心とした新たな運転士確保や効率的な路線・ダイヤへの見直しを実施することで路線バスの安定運行を目指す方針を決定し、同年の第4回鹿児島市議会定例会に貸切バス事業の廃止議案を提出しました。

市議会による審議の結果、本市の貸切バスは路線バスと同じく市民に身近な交通手段であること、また、将来に向けて自動車運送事業の収支改善につながる可能性がある事業である等の理由により同議案は否決されたことから、交通局では、路線バスと貸切バスの両立に向けて、引き続き運転士の確保や路線・ダイヤの見直し等の取組を推進することとしました。

一方で、物価の高騰や運転士不足など、昨今の公共交通を取り巻く環境はより厳しさを増しており、本市では、持続可能な交通ネットワークの形成等を本市のまちづくりにおける喫緊の課題とし、民間バス等も含め、バス路線の再編等による地域公共交通ネットワークの再構築の取組を進めているところです。

このような中、交通局には、公共の福祉の増進を目的とする公営の交通事業者として、引き続き一定の役割を果たしていくことが求められています。

今後においては、平成30年3月の答申で示された「将来的に軌道事業と合わせた交通事業全体の収支均衡が図られ、事業継続が可能となるよう経営改善を図るべき」という方針を踏まえつつ、路線バスと貸切バスの両事業を将来にわたって継続して運営していくために、令和6年10月の答申に基づいて、「将来にわたるバス利用者の利便性の維持確保」を基本とし、必要な人員体制の整備をはじめ、各面からの取組を着実に推進していく必要があります。

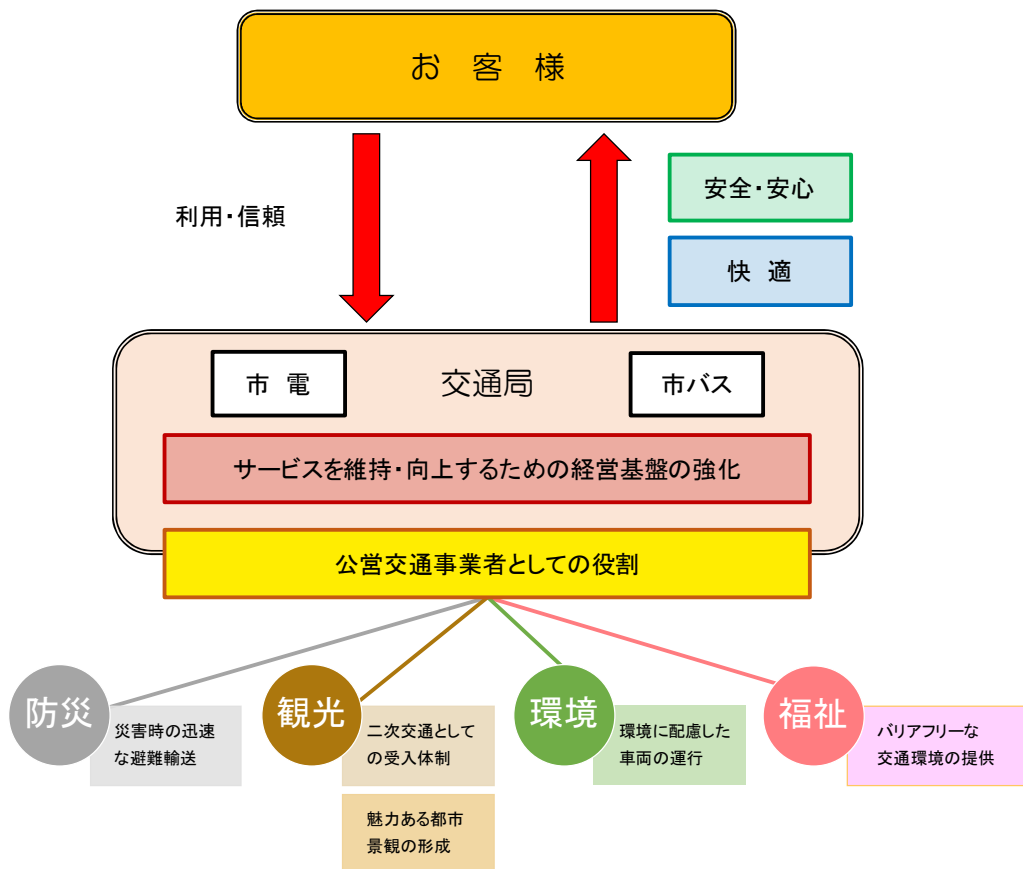
VII 経営の基本構想

1 局の将来像及び計画期間の重点目標

人口減少局面に移行し、事業者間の競争が激しくなる中においても、市民の身近な交通手段として、将来にわたって市民生活や経済活動を支え続けるためには、運輸事業の基本である安全・安心な輸送の確保はもとより、快適さや便利さなどサービスの質を高めていかなければなりません。

また、公共の福祉の増進を図る公営企業として、交通政策や防災、観光、環境、福祉など本市のまちづくりに係る様々な施策との連携を図り、その役割も果たしていく必要があります。

交通局は、これらのことを基本としながら、誰もが安心して快適に利用できる交通手段の提供を目指します。また、自動車運送事業の抜本的見直しを着実に進めるとともに、事業環境の変化にも迅速かつ的確に対応しながら、企業の経済性を発揮し、様々な経営改善策に取り組むなどにより経営基盤の強化を図り、中長期的に安定した事業運営を目指します。



計画期間（令和2（2020）年度～令和13（2031）年度）の重点目標

自動車運送事業の抜本的見直しを着実に推進するとともに、コロナ禍収束後の新たな社会に即した事業見直し等を進め、持続可能な経営基盤の確立を図りながら、公共交通機関として、安全・安心で快適な質の高いサービスの提供を目指します。

2 基本目標及び目標指標

経営方針として掲げた4項目を基本目標とし、これらに沿った具体的な方策及び施策を推進することで、局の将来像の実現を図っていきます。

基本目標1 安全運行の推進

誰もが安心して市電・市バスを利用できるよう、安全を最優先とし、全職員が一丸となって、事故のない公共交通を目指します。

(1) 運輸安全マネジメントの推進

運輸の安全確保に関する各種法令・規則等を遵守するとともに、国の運輸安全マネジメントに基づき安全管理体制を強化し、全職員が一丸となって事故防止に取り組みます。

また、万が一事故が発生してしまった場合には、適時適切に処置し被害拡大の防止と早期復旧に努めるとともに、事故要因の調査・分析を行い、再発防止に取り組みます。

(2) 安全運行に向けた必要な人材の確保

将来に向けて安全で安定的な運行を維持するため、運転士・整備士・運行管理者など必要な人材の確保に取り組む等、持続可能な運行体制の構築を目指します。

(3) 乗務員等の健康管理・人材育成

運輸の安全確保に向け、乗務員等の健康管理等に努めるとともに、技術承継や人材育成に向けた研修等に取り組みます。

(4) 施設・車両の適切な維持管理等

安全・安定運行を確保するため、軌道等の基盤設備、車両、整備工場等の良好な維持管理と機能向上に努めるとともに、作業の精度と効率性向上に向け、作業環境の整備等を行います。

(5) 先進安全技術の標準装備化

交通事故の未然防止と運転士・乗客の安全確保を最優先課題と位置づけ、ヒューマンエラーのリスクを低減する先進安全技術の導入を積極的に推進します。

(6) 災害等への対策

地震や風水害等の災害発生に備えた設備更新等を実施し、減災を図るとともに、災害発生時の行動計画の見直しや訓練等を実施し、災害に即応する力を高めます。

基本目標2 快適で便利なサービスの提供

お客様が求める質の高いサービスを提供し、快適で利用しやすい公共交通を目指します。

(1) 快適な車両空間の提供

バリアフリーに対応し、環境にも配慮した車両を積極的に運行するとともに、乗務員の接遇や乗客マナーの向上等に取り組み、高齢者や障害者をはじめ、全ての利用者が利用しやすい快適な車両空間の提供を図ります。

(2) 待合環境の整備

利用者が安心して快適に運行車両をお待ちいただけるよう、バリアフリー化をはじめ、上屋、ベンチ等の整備や維持管理、案内表示の整備等を行い、待合環境の向上を図ります。

(3) 利用者の利便性の向上

スマートフォンや電子マネーの普及等、技術発達や社会情勢の変化等を見据えながら、ＩＣ乗車カード「ラピカ」の利活用やＩＣＴを活用した運行情報の提供等に取り組むなど、利用者の利便性の向上を図ります。

基本目標３ 経営基盤の強化

事業環境の変化にも迅速かつ的確に対応しながら、運行の効率化を進めるなど、経営基盤の強化を図り、中長期的に安定した事業運営を目指します。

(1) 運行の効率化

自動車運送事業の抜本的見直しの進捗も踏まえながら、利用状況等に応じ、適宜、路線・ダイヤの見直しやバス車両の再配置等を行い、運行の効率化を図ります。

(2) 経費節減

勤務の効率化や費用対効果を踏まえた業務の見直し等により運行経費の縮減を図るとともに、トータルコストの縮減と費用の平準化を目指した施設等の修繕・更新等を行います。

(3) 増収対策

将来にわたり事業を継続するため、運賃等の見直しの検討を進めるとともに、広告やグッズの販売促進、貸切車両の利用促進等について各面から創意工夫し、増収を図ります。

(4) 効果的な資産の活用等

保有する資産について効率的な利活用を図るとともに、公募型資金調達等の新たな資金調達方法について検討します。

(5) 組織の活性化

組織の目標に向かって、職員一人ひとりが主体的に業務に取り組み、意欲を高めながら能力を発揮できる職場環境づくりを進めます。

基本目標４ 公営交通事業者としての役割を踏まえた事業推進

本市が抱える様々な課題に果敢に挑戦し、本市のまちづくりと発展に貢献する公共交通を目指します。

(1) 交通施策との連携

本市公共交通の一翼を担う公営交通事業者として、果たすべき役割を踏まえ、公共交通の維持・活性化や交通環境の整備等に向けて取り組みます。

(2) 観光施策との連携

関係機関と連携し、観光客等が快適に回遊し体感できる交通網づくりや本市の新たな魅力づくりに寄与します。

(3) まちづくり施策との連携

防災、環境、福祉、都市計画等の施策と連携し、本市のまちづくりと発展に寄与します。

(4) 地域社会に根ざした取組

地域社会の構成員としての社会的責任と役割を認識し、地域社会に根ざした取組を推進することで、地域の活性化に寄与します。

【目標指標一覧】

基本目標毎に、主要な指標を設定し、目標を掲げます。

基本目標	指 標	基準値 (H30 年度末)	進捗 (R7 年度末)	目標値 (R13 年度末)
1 安全運行の 推進	有責事故件数（電車）	10 件/年	<u>14 件/年</u> ※2	0 件
	有責事故件数（バス）	30 件/年 ※1	<u>19 件/年</u> ※2	17 件
	健診結果が要治療等である 者の健康相談への参加率	63%	<u>86.9%</u>	100%
	センターポール照明の L E D 化	—	<u>R6 達成済</u>	100%
2 快適で便利 なサービスの 提供	バリアフリー対応車両 の割合（電車・バス）	64.3%	<u>71.1%</u>	74.2%
	電車車内握り棒の設置	15 両	<u>46 両</u> (R4 達成済)	46 両
	モバイルバス販売枚数	—	<u>17,704 枚/年</u>	17,000 枚/年
3 経営基盤の 強化	資金不足比率	0%以下	<u>△5.6%</u>	20%未満
	貸切バスの利用件数	462 件/年	<u>275 件/年</u>	465 件/年
	車体広告の年間稼働率	72.3%	<u>89.1%</u>	90.0%
4 公営交通事 業者としての 役割を踏まえ た事業推進	シニア定期券販売枚数	2,039 枚/年	<u>2,792 枚/年</u>	2,300 枚/年
	排出ガス規制適合車の 割合（バス）※3	63.8%	<u>88.7%</u>	97.7%
	職場体験学習アンケート結 果で「交通局を選んでよか った」の割合	60%	<u>100%</u>	100%

※1 「有責事故件数（バス）」の基準値 30 件/年は、平成 30 年度末の実績値 44 件/年から、路線移譲による事業規模縮小を考慮して定めた値

※2 市電については基準値の 10 件/年、市バスについては基準値の 30 件/年から毎年度 1 件ずつ逡減した値を目標値とする。

※3 EV バス 2 両を除いた割合。

Ⅷ 施策一覧（取組の体系表）

基本目標 1 安全運行の推進



具体的方策	施策名
(1) 運輸安全マネジメントの推進	No. 1 安全管理体制の確立等 No. 2 ヒヤリハット情報等の収集・活用 No. 3 重大な事故等への対応
(2) 安全運行に向けた必要な人材の確保	No. 4 運転士等の処遇改善 No. 5 市電市バス運転士の確保 No. 6 バス運転士正規職員の採用
(3) 乗務員等の健康管理・人材育成	No. 7 安全衛生管理の推進 No. 8 職員研修の充実 No. 9 技術の承継 No.10 カスタマーハラスメント対策
(4) 施設・車両の適切な維持管理等	No.11 基盤設備の維持・向上 No.12 老朽施設等の抜本的な整備 No.13 道路交差点内の軌道敷舗装の改修 No.14 作業環境の効率性向上 No.15 車内の安全性向上 No.16 北営業所施設の維持・補修 No.17 併用軌道横断歩道の舗装改修 No.18 電気設備等の更新 No.19 電車車両の長寿命化
(5) 先進安全技術の標準装備化	No.20 運転支援システムの導入・運用
(6) 災害等への対策	No.21 対応マニュアル等の整備や訓練等の実施 No.22 感染症対策

基本目標 2 快適で便利なサービスの提供



具体的方策	施策名
(1) 快適な車両空間の提供	No.23 低公害・低床型車両の運行 No.24 乗務員等の接遇マナーの向上 No.25 利用者へのマナー啓発
(2) 待合環境の整備	No.26 市電停留場等の改修 No.27 電子看板（デジタルサイネージ）の導入 No.28 鹿児島駅前停留場の整備
(3) 利用者の利便性の向上	No.29 キャッシュレス運賃決済の導入検討 No.30 モバイルパスの導入・拡大 No.31 観光おもてなしラピカの発売 No.32 ロケーションシステムの運用 No.33 多様な媒体を通じた情報発信 No.34 オープンデータの提供 No.35 交通局モニターのさらなる活用

基本目標3 経営基盤の強化



具体的方策	施策名
(1) 運行の効率化	No.36 路線、ダイヤ等の見直し No.37 共同運行の効率化等の検討 No.38 バス車両の再配置 No.39 定期観光バスの見直し
(2) 経費節減	No.40 北・桜島営業所の管理の委託の実施 No.41 人件費の抑制 No.42 部品の再利用や直営施工等の活用 No.43 施設等長寿命化計画の推進 No.44 光熱水費など管理経費の縮減 No.45 エコドライブの徹底
(3) 増収対策	No.46 運賃の見直し No.47 企画乗車券の価格等の見直し No.48 広告収入の拡大 No.49 広告媒体の価値向上 No.50 観光業界との連携による乗車券等の販売推進 No.51 グッズ販売の推進 No.52 インターネット等を活用した車両部品等の売却 No.53 イベント時などの臨時運行 No.54 貸切運行等の促進 No.55 資金対策
(4) 効果的な資産の活用等	No.56 路線移譲に伴う資産の処分等 No.57 浜町車庫（旧浜町営業所）の活用方法の検討 No.58 多様な資金調達方法の検討 No.59 電停ネーミングライツ（副呼称命名権）の導入
(5) 組織の活性化	No.60 活力ある職場づくり No.61 働き方改革等の推進

基本目標4 公営交通事業者 としての役割を 踏まえた事業推進



具体的方策	施策名
(1) 交通施策との連携	No.62 公共交通不便地対策との連携 No.63 路線バスと市電及び各交通機関との結節機能の向上等
(2) 観光施策との連携	No.64 観光地周遊バス運行との連携 No.65 「かごでん」の新たな活用 No.66 桜島フェリーとの連携 No.67 新型花電車の製作・運行 No.68 路面電車観光路線検討との連携

具体的方策	施策名
(3) まちづくり施策との連携	No.69 防災・危機管理との連携 No.70 環境施策との連携 No.71 福祉施策との連携 No.72 都市計画との連携 No.73 交通分野におけるDXの推進 No.74 LRT 整備計画の推進
(4) 地域社会に根ざした取組	No.75 職場体験等やインターンシップの受入 No.76 運転体験等イベントの実施 No.77 職員によるボランティア活動 No.78 企業や地域団体との連携 No.79 大学等との連携 No.80 資料展示室のリニューアル No.81 交通局発足100周年記念事業

【参考】：SDGsについて

SDGs とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標であり、持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、17の目標と169のターゲットが掲げられています。



交通局では、このSDGsについて、世界共通の目標として、本計画の計画期間における具体的な取組や基本目標等と関連付けを行うなど、SDGsの視点を取り入れ、その推進にも取り組んでいきます。

Ⅸ 計画期間における具体的な取組

1 安全運行の推進

(1) 運輸安全マネジメントの推進

施策No. 1 安全管理体制の確立等

日頃から危険要素の排除に努め、常に安全意識を高く持って業務に取り組むとともに、法令等に基づき、局の安全管理体制を確立し、輸送の安全の水準の維持及び向上を図ります。また、局が設置する運輸安全マネジメント委員会において安全重点施策を決定するなど、安全管理のマネジメントを行うとともに、毎年度、輸送の安全に関わる情報を公開します。

施策No. 2 ヒヤリハット情報等の収集・活用

重大な事故等には至らないが、その一歩手前の事例等を収集し、職員間で情報共有することによって、未然防止に努めます。また、ドライブレコーダーに記録された情報を迅速に確認するなど、事故処理・対応に活用するとともに、乗務員研修等にも積極的に活用します。

施策No. 3 重大な事故等への対応

事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な措置をとるとともに、被害の拡大防止に取り組みます。また、事故等調査委員会において原因の調査究明等を行い、今後の再発防止を図るとともに、一定基準以上の事故等は、随時、情報を公開します。

(2) 安全運行に向けた必要な人材の確保

施策No. 4 運転士等の処遇改善 <R 7 新規>

路線の維持と安全運行を支える人材の定着を図るため、給与体系や勤務環境の見直しを含む処遇改善を継続的に進め、職員が安心して意欲的に働ける職場づくりに努めます。

施策No. 5 市電市バス運転士の確保 <R 7 新規><R 8 見直し>

路線の維持と安全運行を支える人材の安定確保に向けて、また、バスにおいては令和8年度末での北・桜島営業所の管理の委託終了も踏まえ、電車・バス運転士の採用を積極的に進めます。

施策No. 6 バス運転士正規職員の採用 <R 7 新規>

路線の維持と安全運行を支える人材の定着を図るため、バス運転士の正規職員の採用を行います。

(3) 乗務員等の健康管理・人材育成

施策No.7 安全衛生管理の推進

定期健康診断等の結果が「要治療」の者等に対する健康指導や相談などの徹底により、乗務員等の健康維持を図るとともに、SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査やメンタルヘルス対策、安全衛生委員が行う職場点検等を通じた快適な職場環境の形成を促進することと、安全輸送と事故防止に繋がります。

施策No.8 職員研修の充実

快適な職場環境づくりや職員の資質向上等にむけた管理職員に対する職場のマネジメントや人材育成のための研修、電車・バス両事業課における組織横断的な連携・協力や整備部門での知識・技術の習得のための研修などを行います。

施策No.9 技術の承継

優れた運転技能や整備等に関する知識・経験やノウハウを次の世代に承継していくため、乗務員については、ドライブレコーダーの映像等も活用した研修を実施するとともに、必要に応じて、運転司令や運行管理者、マスタードライバーなどによる指導等を行います。また、整備や施設管理等においては、熟練者による指導はもとより、作業技術が確実に受け継がれるための仕組みづくりを検討します。

施策No.10 カスタマーハラスメント対策 <R7新規>

利用者等からの不当な要求や言動により職員の職場環境が損なわれることのないよう、局で整備している「カスタマーハラスメント対策の手引」に基づき、対応方針の周知や相談体制の整備など、組織的な取組を進めることで、職員が安心して業務に取り組める環境の確保を図ります。

(4) 施設・車両の適切な維持管理等

施策No.11 基盤設備の維持・向上 <R2拡充>

軌道や架線の設備について定期的に巡視、点検、検査を実施し、不具合箇所を速やかに補修するなど機能の維持に努めます。また、市電センターポールの水銀灯については、LED化を進めます（R6年度完了）。

施策No.12 老朽施設等の抜本的な整備 <R7新規>

電車の安全輸送のため、老朽化が懸念される施設・設備について計画的に抜本的な整備を行います。

施策No.13 道路交差点内の軌道敷舗装の改修

道路交差点内の軌道敷舗装について、道路管理者と協議し計画的に損傷部の改修を行い、車両横断時の騒音及び振動の軽減に努めます。

施策No.14 作業環境の効率性向上

車両整備や施設の維持管理を効率的かつ安全に行うため、旋盤等の整備機器を計画的に更新し、作業の精度と効率性を高めます。

施策No.15 車内の安全性向上

車内での事故を未然に防止するための乗務員研修・教育の充実を図るとともに、車内転倒事故などの防止について利用者に啓発を行います。また、安全性向上のために市電の車内に握り棒の設置を進めるほか（R4年度 設置完了）、濡れるとすべりやすくなる心皿やステップなど隠れた車内の危険を改めて洗い出し、その解消に向けて取り組みます。

施策No.16 北営業所施設の維持・補修 <R2 拡充><R3 見直し>

北営業所施設を長期的に使用可能なものとするため、令和元年度に実施した同施設に係る耐震診断の結果等に基づき、必要な補修を行うとともに、保全に向けた点検等を行います。

施策No.17 併用軌道横断歩道の舗装改修 <R3 新規>

併用軌道の横断歩道について、横断する歩行者等の安全確保のため、老朽化の著しい舗装の計画的な改修に努めます。

施策No.18 電気設備等の更新 <R3 新規>

電車の走行の安全を確保するため、老朽化した変電所や操車塔等の計画的な更新に努めます。

施策No.19 電車車両の長寿命化 <R3 新規>

電車の車両については、定期的に検査・修繕等を行うことはもとより、経年劣化が著しく、入手困難な部品が生じている装置等について、軽量化・省電力化されたものに年次的に更新し、効率的な維持管理に取り組むことにより長寿命化を図ります。

(5) 先進安全技術の標準装備化

施策No.20 運転支援システムの導入・運用 <R7 新規>

運転士をバックアップする（運転支援）システムを導入（R7年度 導入済）・運用し、車両衝突等の事故防止を図るとともに、乗客及び歩行者、自動車の安全を確保します。

(6) 災害等への対策

施策No.21 対応マニュアル等の整備や訓練等の実施

災害等が発生した場合に備えて、乗務上での的確な対応やより早期の事業再開を図るための初動対応マニュアル等を整備するとともに、具体的な事例を想定した災害復旧訓練や防災訓練等に取り組みます。

施策No.22 感染症対策 <R3 新規>

感染症等の予防対策と拡大防止対策に取り組みます。

2 快適で便利なサービスの提供

(1) 快適な車両空間の提供

施策No.23 低公害・低床型車両の運行

引き続き、超低床電車や低公害低床型バスを運行することにより、全ての利用者が快適に利用できる環境を提供します。なお、車両を更新する必要がある場合には、原則、低公害・低床型の車両を選定することとします。

施策No.24 乗務員等の接客マナーの向上

乗務員等の接客サービスの均等化と向上を図るため、接客マナーに関する研修を定期的に実施します。

施策No.25 利用者へのマナー啓発 <R3 拡充>

利用される方々が快適に過ごせる車内環境となるよう、車内における迷惑行為防止や混雑時のゆすりあい等のマナー向上のほか、咳エチケット等、感染症拡大防止策について、乗務員等によるアナウンスや車内への啓発ポスターの掲示、マナーアップ期間の設定など、利用者への更なる啓発に努めます。

(2) 待合環境の整備

施策No.26 市電停留場等の改修

老朽化した市電停留場等の上屋を改修するとともに、歩道の幅員等について一定の基準を満たした市バス停留所へのベンチ設置を進めるなど、待合環境の向上に努めます。また、車いすでの利用が難しい停留場については、国・県への働きかけ等を継続しながら、道路改良工事等の機会を捉えて道路管理者との協議を行い、幅員の拡幅に努めます。

施策No.27 電子看板（デジタルサイネージ）の導入 <R2 新規>

市電停留場に、路線や時刻表のほか、走行している車両の位置や低床型などの種類、事故等による緊急情報等を、映像等を通して多言語で提供する電子看板（デジタルサイネージ）の整備を検討します。また、バス停留所については、県バス協会や市内を運行する民間バス事業者との連携を図り、市街地中心部の共同バス停への整備に取り組みます。（R5 年度 バス停留所整備済）

施策No.28 鹿児島駅前停留場の整備 <R2 拡充><R3 完了>

鹿児島駅周辺都市拠点総合整備事業によるJR鹿児島駅舎建替えにあわせて、交通結節の機能強化と利便性の向上を図るため、鹿児島駅前停留場について、バリアフリーに対応した拡幅や上屋及び軌道施設整備、電気設備の改良等に取り組みます。

(3) 利用者の利便性の向上

施策No.29 キャッシュレス運賃決済の導入検討 <R2 拡充>

民間のバス事業者と連携して導入した独自のＩＣ乗車カード「ラピカ」の機器等の老朽化や、交通系ＩＣカード全国相互利用サービスに関する要望への対応等を図るため、技術革新が進む様々なキャッシュレス運賃決済の導入（R4年度 クレジットカードタッチ決済導入）（R8年度 二次元コード決済導入）やＩＣＴの更なる活用に取り組むとともに、引き続き今後の運賃決済のあり方について検討します。

施策No.30 モバイルパスの導入・拡大 <R2 新規><R3 拡充>

従来の紙製の乗車券に加え、「スマホ一日乗車券」など、利用者が自身のスマートフォン等で購入し利用することができる「モバイルパス」を導入（R2年8月 スマホ一日乗車券販売開始）し、その対応乗車券の拡大を進めます。また、九州 MaaS の取組を通じて、他事業者と広域的に連携したデジタルチケットの造成について、研究します。

施策No.31 観光おもてなしラピカの発売 <R2 新規><R3 見直し><R5 完了>

令和5年に「特別国民体育大会」開催を控えるなど、コロナ禍収束後の交流人口等の回復を見据え、県外からの訪問者が快適に市電・市バスを利用できるよう、既存のＩＣカードを再利用し、回数券機能だけを有し、本市来訪の記念に持ち帰ることもできるデポジット（保証金）なしのＩＣ乗車カード「観光おもてなしラピカ」を発売します。

施策No.32 ロケーションシステムの運用

利用者が自身のスマートフォン等を用いて、運行中の市電・市バスの路線情報、時刻表及び車両位置情報等を多言語で検索し閲覧することができるロケーションシステムを運用することで、目的地への移動の支援、インバウンド対応及び待ち時間の負担軽減等を図ります。

施策No.33 多様な媒体を通じた情報発信 <R2 拡充><R3 拡充>

SNS 等各種情報媒体の特性を生かした情報発信に努めます。特に X（エックス）や LINE を活用して、災害や事故発生時等の運行情報をリアルタイムで発信するほか、YouTube を活用して、動画による情報発信に取り組みます。さらに、ホームページの外国人向けの内容を見直し、観光客のほか、在住外国人への情報発信を強化します。

施策No.34 オープンデータの提供 <R2 新規>

市電・市バスの時刻、路線等の情報について、「標準的なバス情報フォーマット」に準拠するデータ（GTFS-JP データ等）を整備し、乗換案内等を行っている事業者に提供することで、観光客、インバウンド向けも含めた市電・市バス利用者の利便性向上を図ります。

施策No.35 交通局モニターのさらなる活用 <R2 拡充>

交通局モニターを設置し、様々な意見等を継続的に把握することで、輸送サービスの向上を図ります。また、外国人からの視点で輸送サービス改善等に関する意見等を把握するため、新たに、本市に居住する外国人を対象とする枠を創設します。

3 経営基盤の強化

(1) 運行の効率化

施策No.36 路線、ダイヤ等の見直し <R3見直し><R7見直し>

本市における地域公共交通ネットワーク再構築の方針等を踏まえるとともに、運転士の確保状況も考慮しながら、令和6年10月に導入したバス運行データ分析システムを活用し、効率的、効果的な路線・ダイヤ等の見直しを行います。

施策No.37 共同運行の効率化等の検討 <R2完了>

民間事業者との共同運行については、路線の移譲に伴いその一部を解消しましたが、継続している路線については、効率化する方策等を協議・検討します。

施策No.38 バス車両の再配置

市バスの一部路線の移譲に伴い、運行に必要な車両数が減少することから、効率的な運行管理を行うため、新栄営業所に車両を集約します。

施策No.39 定期観光バスの見直し <R3完了>

個人旅行や小グループでの自家用車等を利用した旅行の増加など、定期観光バスのニーズの低下を踏まえ、事業を廃止し、経費削減を図ります。

(2) 経費節減

施策No.40 北・桜島営業所の管理の委託の実施 <R7見直し><R8見直し>

運行経費の削減を図るため、引き続き、北・桜島営業所の管理の委託を実施します。合わせて、安全運行や利用者サービスの維持・向上に資するため、継続的に指導・監督を行い、受託者の業務改善を促します。なお、令和8年度で管理の委託は終了し、9年度以降は直営で運行管理を行います。

施策No.41 人件費の抑制

業務・組織体制の見直しや運行の見直し等による業務量の変動に応じ、適正な人員配置を行うとともに、関係部局と協議し、人事交流を行います。また、職員の退職等に対しては、正規職員のほか、再任用職員及び会計年度任用職員の採用により補充を行い、業務量に対する欠員が生じないように人員を配置します。併せて、業務の効率化及び見直しを行うことで、時間外勤務手当等の縮減を図ります。

施策No.42 部品の再利用や直営施工等の活用

電車・バス車両の更新時に生じる互換性のある部品等の再利用に努めるとともに、車両の検査や修繕等の作業のうち局内で安価に対応できるものは直営で実施するなど、今後とも費用対効果を勘案し、修繕費等の縮減に努めます。

施策No.43 施設等長寿命化計画の推進

建築物や軌道事業、自動車運送事業に係るインフラ等に関して、中長期的な維持管理、更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を目指し、施設等長寿命化計画を推進します。

施策No.44 光熱水費など管理経費の縮減

全職員に経費節減意識を徹底することにより、ゼロカーボンシティかごしま推進計画の数値目標に準じて、光熱水費及びコピー用紙使用量の縮減に努めます。

施策No.45 エコドライブの徹底

バスにおけるアイドリングストップ等の活用や、電車における惰行運転の徹底により、エコドライブに努め、燃料費や電力使用量の削減を図ります。

(3) 増収対策

施策No.46 運賃の見直し <R2新規><R3見直し><R7見直し><R8見直し>

市電が本市のまちづくりと市民生活を支える公共交通機関としての役割を担い、人員の確保や老朽化した施設・設備の整備等により安全かつ安定的な運行を維持するとともに、将来にわたりサービスを安定して提供し続けるため、令和8年8月に運賃改定を行います。(R8年度 改定済)

市バスにおいては、燃料費をはじめとする物価高騰や人件費の増による財政への影響を踏まえ、9年8月に運賃改定を行います。

また、計画期間中に、市電・市バスとも、資金や収支状況を踏まえながら適宜運賃についての検討を行います。

施策No.47 企画乗車券の価格等の見直し <R2新規><R3見直し>

キュート等の企画乗車券や夏休み子供乗車券について、運賃改定のほか、利用状況や収支状況等も踏まえ、販売価格や内容を見直します。

施策No.48 広告収入の拡大

訴求効果が高く、魅力ある媒体を新たに企画・提供するとともに、機会を捉えて期間限定の広告料割引キャンペーンを実施するなど、広告主の掲出意欲を高めるほか、既存媒体の料金見直し等により、広告収入の拡大を図ります。

施策No.49 広告媒体の価値向上 <R2新規>

老朽化している広告枠の建替や補修等を実施し、広告媒体としての価値を高めるほか、全ての広告媒体をまとめた資料を作成し、営業活動に活用します。

施策No.50 観光業界との連携による乗車券等の販売推進 <R3見直し>

観光コンベンション協会等と連携した利用促進PRに努めるとともに、ホテル等を対象に、一日乗車券等の販路拡大や販売推進に取り組みます。

施策No.51 グッズ販売の推進 <R2拡充><R3拡充>

交通局のイメージアップと市電・市バスの利用促進等を図るため、オリジナルグッズの製作・販売等を行うとともに、新たな販路拡大や局のマスコットキャラクター（バスでん仮面）の活用、グッズに触れられる場の提供等に取り組み、販売推進や局のPRを行います。

施策No.52 インターネット等を活用した車両部品等の売却

老朽化等により不要となった市電・市バスの車両部品や備品等について、インターネット等を活用して売却し、増収を図ります。

施策No.53 イベント時などの臨時運行

サマーナイト大花火大会をはじめとする各種イベント等の集客状況の把握に努め、臨機応変に増車の対応を行うことにより増収を図ります。

施策No.54 貸切運行等の促進 <R3 拡充>

公的機関、企業等とのタイアップや季節に応じた企画など、市電・市バスの車両を活用した貸切運行等の促進に向けて、イベント企画事業者等に重点的に周知・広報するほか、車両の利用モデルの拡充に取り組みます。また、局ホームページに貸切利用予約申込フォームを構築します。(R6 年度 構築済)

施策No.55 資金対策 <R3 新規>

特別減収対策企業債の償還を行いながら、各種補助金、長期借入金や企業債等の情報収集及び活用を行い、持続可能な経営基盤の確立を図ります。

(4) 効果的な資産の活用等**施策No.56 路線移譲に伴う資産の処分等**

市バスの一部路線の移譲により使用しなくなる車両や土地等の資産については、民間事業者の路線維持にも配慮しながら、関係法令に即し、貸付や売却等を行います。

施策No.57 浜町車庫(旧浜町営業所)の活用方法の検討 <R3 見直し><R7 見直し>

旧浜町営業所を引き続き車庫及び休憩施設として活用しながら、より効果的に活用できるよう路線の見直し等を行うとともに、運行に不要となるスペースについては、貸付や売却等を行います。

施策No.58 多様な資金調達方法の検討

広告企画やグッズの製作等、新たな事業を実施する場合に、広告料で賄う「ゼロ予算事業」等に積極的に取り組むほか、公募型資金調達などにより市場調達する手法を研究します。

施策No.59 電停ネーミングライツ(副呼称命名権)の導入 <R3 新規>

電車停留場名に副呼称をつける権利を売却することにより、広告料の増収を図るとともに、企業等に地域貢献や PR の場を提供します。(R4 年度 導入済)

(5) 組織の活性化**施策No.60 活力ある職場づくり**

職員がやりがいや達成感を持ち、さらに意欲的な接客サービスに繋がるように、優れた取組を行った職員の表彰や、職員提案制度を実施するとともに、技能労務職から事務職等への任用を推進し、職場の活性化を図ります。また、業務改善運動実施計画を策定し、各職場における主体的な業務改善の取組を促進することで、職員のさらなる意識向上を目指します。

施策No.61 働き方改革等の推進

働きやすい職場環境を整えていくため、長時間の時間外労働の是正や各種休暇制度の活用促進を図ります。

4 公営交通事業者としての役割を踏まえた事業推進

(1) 交通施策との連携

施策No.62 公共交通不便地対策との連携

交通政策の一環として市が取り組んでいる公共交通不便地対策において、現在交通局が担っている「あいばす」の安定的な運行を行い、生活路線の維持・確保を図ります。

（R8 年度末で運行終了）

施策No.63 路線バスと市電及び各交通機関との結節機能の向上等 <R 3 拡充> <R 7 見直し>

市電及び JR との結節機能を高めるフィーダー路線（14 番谷山線、17 番宇宿線、18 番大学病院線）、及び桜島フェリーと結節する60 番桜島線について、本市の地域公共交通ネットワーク再構築等を踏まえ、効率的な運行を図ります。（「17 番宇宿線」はR8 年度末で運行終了の予定）

(2) 観光施策との連携

施策No.64 観光地周遊バス運行との連携

観光施策の一環として市が取り組んでいる観光地周遊バス運行において、現在交通局が担っている「カゴシマシティビュー」「サクラジマアイランドビュー」の安定的な運行を行い、観光客等が市街地や桜島を快適に回遊し体感できる交通網づくりに貢献します。

施策No.65 「かごでん」の新たな活用 <R 3 見直し> <R 8 見直し>

利用者数が低迷していることから、観光電車としてのかごでん運行事業を廃止し<R 3 年12 月 事業廃止>、観光客を含めた多くの利用者に乗車いただけるよう、通常ダイヤでの運行やイベント運行により、本市の観光 PR と利用者の増加を図ります。

施策No.66 桜島フェリーとの連携

世界文化遺産や日本ジオパーク登録等により、国内外からの観光客等が増加していることから、市バス・電車・フェリー共通利用券（キュート）制度やオリジナルグッズの相互販売など、桜島フェリー（市船舶局）との連携を継続するとともに、新たな企画等を検討し、観光客等の周遊性の向上と利用促進を図ります。

施策No.67 新型花電車の製作・運行 <R 2 新規> <R 3 拡充>

市観光部局と連携し、新たな花電車の製作に取り組む（R4 年度 製作済）とともに、今後は、おはら祭はもとより、他のイベントでの運行など、花電車車両の幅広い活用に取り組みます。

施策No.68 路面電車観光路線検討との連携 <R2新規>

観光施策の一環として市が取り組んでいる路面電車観光路線検討において、基本計画の策定に係る技術面からの支援に努めるとともに、策定後は、同計画に基づく具体的な手続き等を進め、観光振興に貢献します。

(3) まちづくり施策との連携

施策No.69 防災・危機管理との連携

鹿児島市地域防災計画に基づき、台風等の風水害や桜島での火山爆発などの災害時において、市災害対策本部における各対策部の連携による市バスを用いた避難への迅速な対応など、交通局に課せられた役割を果たします。また、市が実施する桜島火山爆発総合防災訓練などの各種訓練等に参加します。

施策No.70 環境施策との連携 <R3拡充>

低公害バスの運行など、環境に配慮した取組を継続し、これらの取組を広くPRするとともに、鹿児島都市圏地球温暖化防止交通対策協議会のエコ通勤推進活動に参加、協力し、公共交通機関への利用転換や利用促進に努めます。また、バス車両の更新にあたっては、可能な限り、鹿児島市環境基本計画に沿って導入する車両を検討します。

施策No.71 福祉施策との連携

今後とも、低床型の車両を積極的に運行するほか、敬老パス・友愛パス制度との連携や運転免許の自主返納に伴う市電・市バスの半額制度への協力、シニア定期券の発行など、高齢者や障害者が気軽に利用できる環境を整え、利用促進に繋がる取組を進めます。

施策No.72 都市計画との連携 <R7見直し><R8見直し>

かごしまコンパクトなまちづくりプラン（立地適正化計画）に基づき、コンパクトな市街地の形成に資するよう関係部局と連携しながら、持続可能な公共交通体系の構築に向けて、公営交通としての役割を果たします。

施策No.73 交通分野におけるDXの推進 <R3新規><R7見直し>

九州 MaaS へ参画するとともに、新たな技術開発の動向や国等における実証実験も踏まえながら、市長事務部局や他の交通事業者と連携してDXの取組を推進します。

施策No.74 LRT整備計画の推進 <R3新規>

鹿児島市LRT整備計画に基づき、まちづくりと連携したLRTシステム整備の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、適宜、同計画の見直しを行います。

(4) 地域社会に根ざした取組

施策No.75 職場体験等やインターンシップの受入

次代を担う中学生・高校生の職場体験や園児学童等の施設見学を通じて、市電・市バスに対する理解と親しみを持ってもらう機会を提供するとともに、インターンシップの受入を行います。

施策No.76 運転体験等イベントの実施 <R3見直し>

電車運転体験等のイベントを行うことで、多くの方々に直接車両等に触れていただき、親しみ・興味を持っていただく機会を提供します。また、イベント等の検討にあたっては、新規利用者の獲得や乗車マナーの啓発等に向け、適宜、内容の見直しを検討します。

施策No.77 職員によるボランティア活動

交通局が地域社会の一員として社会貢献を果たすために、局舎周辺や軌道内の清掃活動に取り組むとともに、職場単位や職員個人でのボランティア活動等を支援します。

施策No.78 企業や地域団体との連携

企業や商業施設、地域団体等と連携し、各種イベントへの参加協力や乗車体験等の実施、停留場等付近のマップ作成、グッズの共同開発等に取り組み、地域活性化にも寄与しながら、市電・市バスの魅力向上と収入増を図ります。

施策No.79 大学等との連携

市と協定を締結している大学や専門学校等と連携し、それぞれの持つ人材や資源、機能等を活用して、若者感覚を取り入れたイベントの実施やグッズの共同開発、デザイン電車の製作等に取り組み、市電・市バスの魅力向上と収入増を図ります。

施策No.80 資料展示室のリニューアル <R2新規>

多くの市民の方々等に繰り返し訪れていただけるよう、供用開始から一定期間が経過している局舎3階の資料展示室について、展示品の入れ替えや年表等の書き換えなど、全体的なリニューアルを検討します。

施策No.81 交通局発足100周年記念事業

令和10年に迎える交通局発足100周年に向けて、記念事業を検討します。

X 財政見通し

コロナ禍の収束に伴い、市電・市バスの利用者数が年次的に回復し、事業収益は増加傾向にある一方で、物価高騰や人件費の増等、近年の経営環境の変化に加え、人員の確保や施設・設備の整備等により費用も年々増加しており、依然として厳しい経営状況が続いています。

1 市バスの運賃改定を行わない場合の財政見通し

市バスの現行運賃を維持しながら事業を継続した場合、計画期間内における両事業合計での収支均衡の達成は厳しく、毎年度赤字が発生する状態が続きます。

また、令和10年度には資金不足比率が経営健全化基準の20%を超え、その後も年を追う毎に経営状況が悪化していくことが見込まれます。

		(単位：百万円 税込)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
経常 損益	軌道	△ 31	15	164	130	87	128	162
	自動車	△ 560	△ 697	△ 607	△ 551	△ 538	△ 477	△ 448
	合計	△ 591	△ 683	△ 443	△ 421	△ 451	△ 349	△ 285
年度末資金残		174	174	△ 432	△ 1,067	△ 1,782	△ 2,459	△ 3,059
資金不足比率		△ 5.6%	△ 4.9%	12.0%	29.6%	49.3%	67.8%	84.1%

＜算定条件＞

(1) 収入

- ① 人口の将来推計に基づく人口予測や沿線人口の推移を踏まえた利用者数
- ② 敬老バス制度の見直しに伴い、令和9年2月から敬老バスの利用者負担割合を現行の1/3から2/3に変更
- ③ バス路線の再編による利用者減少の影響について、令和9年度においては運送収益の3%、その後においては毎年度1%ずつの減収を見込む。

(2) 支出

- ① 令和9年度以降は、管理の委託終了に伴う減額と直営での運行管理に要する経費を計上
- ② 令和6年度から特別減収対策企業債の元金償還を開始

なお、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、これに基づく経営改善に取り組むこととなりますが、国による制度的な指導のもとで、運賃見直しのほか、路線・ダイヤの削減や車両・設備の更新時期の見直し等を求められ、利用者の負担増や利便性・快適性の低下につながる可能性があります。

2 市バスの運賃改定（令和9年8月実施）を反映した財政見通し

市バスの運賃改定（令和9年8月に普通料金を大人250円、小児130円に改定）を実施することで、9年度は約7千万円、10年度以降は毎年度約1億円の増収効果が見込めますが、それでもなお令和10年度には、資金不足比率が経営健全化基準の20%を超える見通しです。

※「1 市バスの運賃改定を行わない場合の財政見通し」の算定条件に加え、事業収益について、令和9年8月に市バス運賃を大人250円（現行230円）、小児130円（現行120円）に引き上げるものとして算定（定期券や企画乗車券の料金引き上げも想定）。

		(単位：百万円 税込)						
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
軌道事業	事業収益	2,517	2,887	3,144	3,208	3,312	3,330	3,323
	営業収益	1,986	2,302	2,452	2,502	2,533	2,565	2,597
	営業外収益	530	585	692	706	779	766	726
	特別利益	1	0	0	0	0	0	0
	事業費	2,547	2,872	2,981	3,078	3,225	3,202	3,160
	営業費用	2,419	2,770	2,886	2,964	3,014	2,978	2,938
	営業外費用	128	101	95	114	211	224	223
	特別損失	0	0	0	0	0	0	0
	経常損益	△ 31	15	164	130	87	128	162
	純損益	△ 30	15	164	130	87	128	162
自動車運送事業	事業収益	1,738	1,859	1,910	1,958	1,890	1,874	1,839
	営業収益	1,345	1,496	1,510	1,540	1,503	1,484	1,465
	営業外収益	332	358	400	419	387	390	374
	特別利益	61	6	0	0	0	0	0
	事業費	2,241	2,551	2,455	2,405	2,341	2,266	2,203
	営業費用	2,182	2,483	2,359	2,303	2,240	2,168	2,109
	営業外費用	56	68	96	102	101	98	94
	特別損失	4	0	0	0	0	0	0
	経常損益	△ 560	△ 697	△ 545	△ 447	△ 451	△ 391	△ 364
	純損益	△ 503	△ 691	△ 545	△ 447	△ 451	△ 391	△ 364
合計	事業収益	4,255	4,746	5,054	5,167	5,202	5,204	5,162
	営業収益	3,331	3,798	3,962	4,042	4,036	4,048	4,061
	営業外収益	862	942	1,092	1,125	1,166	1,156	1,101
	特別利益	62	6	0	0	0	0	0
	事業費	4,788	5,423	5,436	5,484	5,566	5,468	5,363
	営業費用	4,600	5,253	5,245	5,267	5,254	5,146	5,047
	営業外費用	184	169	191	216	313	322	316
	特別損失	4	0	0	0	0	0	0
	経常損益	△ 591	△ 683	△ 382	△ 317	△ 364	△ 264	△ 201
	純損益	△ 533	△ 677	△ 382	△ 317	△ 364	△ 264	△ 201
資本的収入		836	1,483	1,599	1,538	577	455	480
資本的支出		1,365	2,126	2,396	2,451	1,568	1,445	1,400
年度末資金残		174	174	△ 370	△ 901	△ 1,530	△ 2,121	△ 2,638
資金不足比率		△ 5.6%	△ 4.9%	10.2%	24.4%	41.3%	57.1%	70.8%

※令和7年度は決算額、8年度は当初予算額（年度末資金残は7年度決算額を反映）、9年度～13年度は推計額

※百万円単位での表示のため、端数処理（四捨五入）により計などが合わない場合がある

3 経営改善に向けた対策

令和10年度以降において、両事業合計での資金不足比率を経営健全化基準内に留めながら持続可能な経営基盤の確立を図るためには、毎年度さらに5億円を超える収支改善が必要になる見込みです。

このことから、経営改善に向け、計画期間内に以下の取組を実施することにより、中長期的に安定した事業運営を目指します。

(1) 収入

- ① 毎年度の収支や資金状況、直近の市電・市バスの運賃改定による効果を踏まえながら、計画期間内における市電・市バスの運賃改定をはじめ、さらなる増収対策を検討します。
- ② 貸切バスの利用促進に積極的に取組み、運輸送収益の拡大につなげます。

(2) 支出

事務事業の見直しやDX化の推進により、経費節減の徹底を図ります。

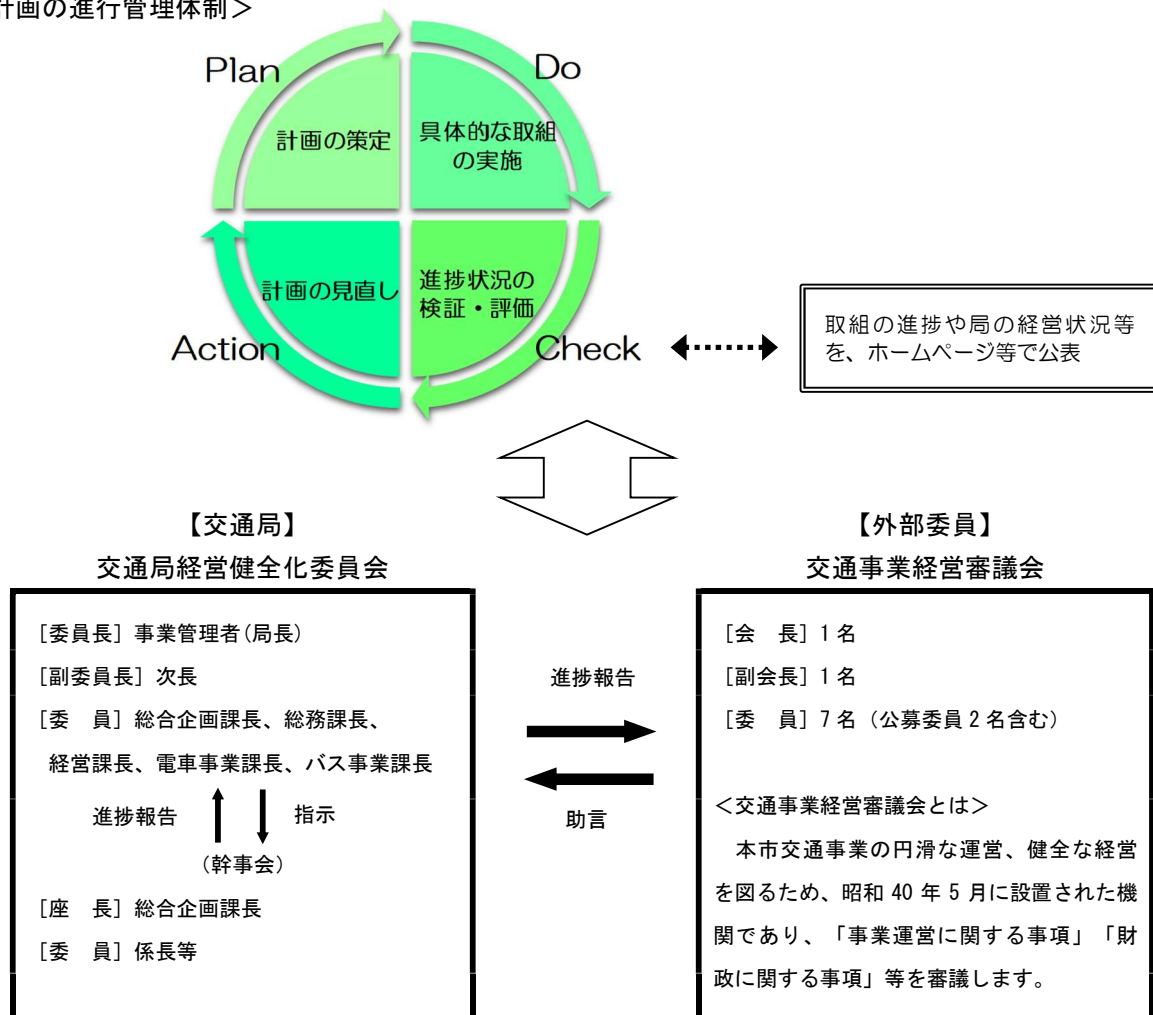
XI 計画の進行管理等

本計画は、局内に設置する「経営健全化委員会」において定期的に進捗状況を把握するとともに、適宜、学識経験者等の外部委員で構成される「交通事業経営審議会」に報告し、必要な助言を得ながら、着実に推進します。

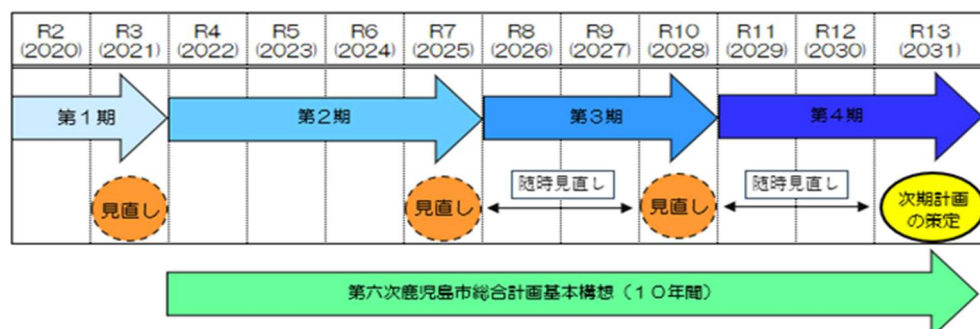
なお、本計画においては、令和2年度から3年度までの2年を第1期、4年度から7年度までの4年を第2期、8年度から10年度までの3年を第3期、11年度から13年度までの3年を第4期と位置づけ、定期的に見直しを行うほか、計画に掲げる経営理念や経営方針、基本目標等を堅持しつつ、経営環境の変化や新たな課題等に的確に対応するため、必要に応じて計画内容の見直しを行い、計画の実効性の確保を図ります。

また、取組の進捗や局の経営状況等については、ホームページ等で公表し、「見える化」を図ります。

<計画の進行管理体制>



<計画期間>



ICT

Information and Communication Technology の略称。情報通信技術と訳され、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す。

インターンシップ

大学生等が就業前に企業などで就業体験をすること。

インバウンド

訪日外国人旅行。もともとは「内向きの」などの意味であるが、観光の分野では外国人が訪れてくる旅行の意味で用いられる。

運輸安全マネジメント

輸送の安全確保に関する従来からの保安監査に加え、平成 18 年 10 月の運輸安全一括法の施行により、運輸事業者自らが経営トップから現場まで一丸となり安全管理体制を構築・改善することにより、輸送の安全性を向上させることを目的として導入された制度。本制度では、事業者においては、自らが自主的かつ積極的に輸送の安全の取組みを推進し、構築した安全管理体制を PDCA サイクル（Plan Do Check Action（計画の策定、実行、チェック、改善）のサイクル）により継続的に改善し、安全性の向上を図ることが求められている。また、国土交通省においては、事業者の安全管理体制の実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を行うこととされている。

LRT

Light Rail Transit の略称。低床式車両(LRV)の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システムのこと。近年、道路交通を補完し、人と環境にやさしい公共交通として再評価されている。

オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用され、②コンピュータプログラムによる自動的なデータの加工、編集等に適し、③無償で利用できる形で公開されたデータ。

かごしま共通乗車カード R a p i C a /ラピカ

定期券、回数券として鹿児島市交通局・船舶局、南国交通、JR九州バスで利用できる IC 乗車カード。平成 17 年 4 月 1 日に利用開始。「Ride And Pay Intelligent Card」の頭文字をとって名付け、「らくらく、ピッ、と乗れるカード」の意味も込められている。発売額は 3,000 円（回数券代 2,500 円＋デポジット（保証金）500 円）、利用可能額は 2,500 円。1,000 円単位で残高が 60,000 円に達するまで積み増し可能となっており、購入又は前回積増しからの利用された運賃額に対して 1%のポイントが付き、貯まったポイントは 1 ポイント 1 円で換算し、10 円単位で次回積増時に還元される。

カフェトラム

平成 29 年 3 月に既存のイベント電車をリニューアルした貸切専用車両。車内にはカウンターテーブルとカウンターチェア 24 脚が装備され、昼食会やパーティ、歓送迎会やイベントなど、利用方法は自由。

軌道

一般的には、列車が通る道で、レール、レール締結装置、まくらぎ、道床など道床から上の構造物の総称をいう。鉄道とは区分され、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）により監督を受け、原則として道路に設けられる。道路上に敷設された軌道を併用軌道、道路以外の専用の敷地内に敷設された軌道を専用軌道と呼んでいる。

キュート

カゴシマシティビューやサクラジマアイランドビューを含む市営バス、市電、桜島フェリーを 1 枚の券で利用できる共通利用券。1 日券（大人 1,400 円、小児 700 円）の場合は当日限り、2 日券（大人 2,100 円、小児 1,050 円）の場合は連続した 2 日間で、何回でも乗車が可能。また、維新ふるさと館やかごしま近代文学館/メルヘン館、市立美術館、県歴史・美術センター黎明館、西郷南洲顕彰館、かごしま水族館、桜島マグマ温泉、観覧車アミュラン、異人館、仙巖園の入館料等の割引も受けることができる。

経営戦略

平成 26 年 8 月に総務省が公営企業に対し策定を要請している中長期的な経営の基本計画。公営企業が将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図ることを目的としている。

経常損益

総収益から特別利益（固定資産の売却益など本業以外で臨時に稼いだ利益）を差し引いた経常収益と、総費用から特別損失（固定資産の売却損や災害・盗難の損失など本業以外で臨時に発生した損失）を差し引いた経常費用との差。

交通系 IC カード全国相互利用サービス

鉄道やバスなどの公共交通機関で運賃の支払いに利用できる非接触型 IC カードのうち、11 団体が発行する 10 種類のカード（JR 北海道：Kitaca、JR 東日本：Suica、JR 東海：TOICA、JR 西日本：ICOCA、JR 九州：SUGOCA、パスモ：PASMO、名古屋交通開発機構・エムアイシー：manaca、スルッと KANSAI：PiTaPa、福岡市交通局：はやかけん、ニモカ：nimoca）について、乗車カード機能及び電子マネー機能を相互に利用可能としているサービスで、平成 25 年 3 月から開始された。

コミュニティバス

国のガイドラインでは、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託するか、又は市町村自らが自家用有償旅客運送者の登録を受けて運行する乗合バスとされている。

鹿児島市のコミュニティバス「あいばす」は、市内全 11 地域で運行され、鹿児島市交通局は小原地域での運行を市から受託している。（令和 7 年 4 月 1 日時点）

財政再建団体・準用財政再建団体

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の昭和 41 年度改正によって地方公営企業にも適用されるようになったもので、昭和 40 年度末において赤字を有し、自らの努力によって再建を図ることが困難な地方公営企業で、国の援助・協力と厳しい管理のもと、財政再建債の発行、利子補給等の援助措置を受け、計画的に再建を行った企業のこと。昭和 41 年度以降に赤字を有した企業等については、同法の規定の一部を準用して財政再建を行ったことから、準用財政再建団体と呼ばれた。

現在の赤字企業に対する財政再建制度は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）に移行している。

資金不足比率

公営企業の資金不足を事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すもので、資金の不足額を事業の規模で除して得た指数。経営健全化基準である 20%を超えると経営健全化計画の策定が求められるほか、国による制度的な指導の下、事業運営に様々な制限を受けることとなる。

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費に充てるために起こした地方債残高} - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額} \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{aligned}$$

市電センターポール事業

昭和 62 年度から平成 3 年度にかけて、道路の両側から吊っていた市電の架線（列車に電力を供給するために上部に張られる電線）を中央柱にまとめ、景観に配慮し、安全で快適な都市空間として整備したものの。その後、平成 7 年度から 8 年度にかけて、残りの郡元から涙橋までも併用軌道化とあわせて整備された。

シニア定期券

65 歳以上の方を対象とした鹿児島市交通局独自の企画定期券。通学定期券と同じ価格に設定している。

心血（しんざら）

鉄道車両の車体とボギー台車（＝車体に対して水平方向に回転可能な装置をもつ台車の総称）を結合する装置。車体に対する台車の回転中心となり、車体と台車の間に駆動力やブレーキ力を伝達する。ユートラム以外の旧車両では、心血のカバーが床面に露出している。

惰行運転

一定の速度まで加速後又は下り勾配線において、その勢いにより電力を使わずに運転走行すること。

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）

地方公共団体が、住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する上・下水道、病院、交通、ガス、電気、工業用水道、地域開発（港湾、宅地造成等）、観光（国民宿舎、有料道路等）の企業について規定する法律で、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営することを経営の基本原則と定め、管理者の設置や職員の身分制度、財務、会計等について規定している。

超低床車両

客室床面の高さが極めて低い電車の車両。床面高さはおおむね 300～350mm 程度に設定されており、客室床面をプラットホーム（乗降場）とほぼ同じ高さに近づけることにより、プラットホーム・乗降口・客室中央通路床面の間の乗降客の動きを容易にすることを目的として開発された。

鹿児島市交通局では、平成 14 年に国産初のフルフラット車両である 1000 形「ユートラム」3 両を導入し、平成 16 年と平成 17 年に 3 両ずつ、平成 19 年と平成 20 年に連結式の 7000 形「ユートラムⅡ」を 2 両ずつ、平成 29 年と平成 31 年に客室部分が拡大された 7500 形「ユートラムⅢ」を 2 両ずつ導入している。

DX（デジタルトランスフォーメーション）

進化し続けるデジタル技術等により、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすという概念。デジタル技術等を活用することで、人々の生活や働き方がより豊かで快適になること、あるいは、企業において、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや企業文化を変革し、競争上の優位性を確立することとされており、交通分野においては、MaaS や自動運転等が注目されている。

※デジタルトランスフォーメーション（Digital Transformation）が「DX」と表記されるのは、「Trans」の部分を「X」と略すという英語圏の慣例からきている。

日本ジオパーク

日本ジオパーク委員会により、日本ジオパークネットワークへの加盟を認定されたジオパーク（地球・大地を意味する Geo と公園を意味する Park とを組み合わせた言葉。地球科学的な価値を持つ遺産を保全し、教育やツーリズムに活用しながら、持続可能な開発を進める地域認定プログラム。）

NexT ram KIRIKO

明治維新 150 周年を契機とした、国際観光都市・鹿児島県の盛り上がりを持続・発展させていく「次の時代に向けた魅力ある電車」として、既存車両（9513 号）を改修して平成 31 年 4 月に運行を開始した車両。ロイヤルブルーを基調とした上品な外観に、温かみを感じられる木材をふんだんに使用した内装、車内中央天井部に薩摩切子を使用したスクリーンや薩摩切子をモチーフにしたエンブレムなどが特徴。通常ダイヤの中で運行している。

ネーミングライツ

一般的に、施設の愛称を付ける権利（命名権）を指すが、本市におけるネーミングライツは、“本市が所有する施設の愛称を付ける権利を売却すること”としている。

導入の効果として、

- ① 資産の有効活用及び広告収入による財源の確保又は施設の維持管理経費等の節減
 - ② 権利を購入する法人等からの施設の魅力向上につながる提案による市民サービスの維持又は向上
 - ③ 新たな広告媒体として活用されることによる地域経済の活性化
- などが挙げられる。

フィーダー路線

地域間や拠点間を結ぶ幹線的な公共交通機関に対して、その幹線の鉄道駅やバス停からさらに延びる支線的な路線。具体的には、住宅街や団地から最寄り鉄道駅までのバス路線などが挙げられる。

MaaS（マース）

「Mobility as a Service」の略称。地域住民や旅行者が目的地へ向かう際のそれぞれの移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光など目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域課題の解決にも資する重要な手段となるもの。

マスタードライバー

長年に渡り無事故で車内アナウンスや接客態度が優れた運転士として、鹿児島市交通局が認定した者。マスタードライバーには、認定証、金色の制帽用顎紐、地色が金色の車内名札を交付している。

